

○兵庫県警察職員勤務規程

昭和 30 年 6 月 30 日

本部訓令第 29 号

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 兵庫県警察に勤務する警察職員（以下「警察職員」という。）の勤務については、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。）その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 章 職務倫理

第 2 条 警察職員は、警察の任務が国民から負託されたものであることを自覚し、国民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観の涵かん養に努め、職務倫理を保持しなければならない。

2 前項の職務倫理の基本は、次に掲げる事項とする。

- (1) 誇りと使命感を持って、国家と国民に奉仕すること。
- (2) 人権を尊重し、公正かつ親切に職務を執行すること。
- (3) 規律を厳正に保持し、相互の連帯を強めること。
- (4) 人格を磨き、能力を高め、自己の充実に努めること。
- (5) 清廉にして、堅実な生活態度を保持すること。

第 3 条から第 5 条まで 削除

第 2 章の 2 服務

第 1 節 通則

(服務の根本基準)

第 5 条の 2 警察職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、その職務の遂行に当たっては、不偏不党かつ公平中正を旨とし、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(法令等の厳守)

第 5 条の 3 警察職員は、その職務の遂行に当たっては、法令、条例、規則及び上司の職務上の命令を厳守し、その権限を濫用してはならない。

(信用失墜行為の禁止)

第 5 条の 4 警察職員は、国民の信頼及び協力が警察の任務を遂行する上で不可欠であることを自覚し、その職の信用を傷つけ、又は警察の不名誉となるような行為をしてはならない。

(個人に関する情報の保護)

第 5 条の 5 警察職員は、職務上個人に関する情報の取扱いが多いことを自覚し、正当な理由なく、職務上知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。

(職務の公正の保持)

第 5 条の 6 警察職員は、職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受け、又は職務に利害関係を有する者と職務の公正が疑われるような方法で交際してはならない。

第 2 節 職務執行

(職務執行の基本)

第6条 警察職員は、法令等に基づく権限を適正に行使し、冷静沈着かつ毅然として職務を執行しなければならない。

(緊急時の心構え)

第7条 警察官は、非常事変、水火震災その他実力行使を必要とする事態に臨んでは迅速果敢、身をもってこれに当たらなければならない。

(急訴事案の措置)

第8条 警察官は、急訴に接したときは、勤務時間又は管轄の内外にかかわらず、迅速的確な措置をとらなければならない。

(責任の回避禁止)

第9条 警察官は、職務上の危険又は責任を回避してはならない。

第10条及び第11条 削除

第3節 服装

(品位の保持)

第12条 警察職員は、常に身体、服装及び態度を清潔かつ端正にし、品位の保持に努めなければならない。

(制服及び私服)

第13条 警察官は、別に私服勤務の指定を受けた者を除き、勤務中所定の制服を着用しなければならない。ただし、臨時に所属長の許可を受けたものはこの限りでない。

(携帯品)

第14条 警察官は、勤務中次に掲げる物品を携帯しなければならない。ただし、職務の性質上所属長の指示を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 警察手帳
- (2) 警笛
- (3) 手錠
- (4) けん銃
- (5) 警棒
- (6) 名刺(5枚以上)

(服装上の注意事項)

第15条 警察官は、制服を着用した場合は、次に掲げることを守らなければならない。

- (1) 公務執行のため必要がある場合のほか、職務に支障を及ぼし、又は見苦しくする物品を携帯しないこと。
- (2) 喫煙しつつ又はズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。
- (3) その他不体裁にわたり又は見苦しいことのないよう常に容姿を整えること。

第4節 市民応接

第16条 警察職員は、市民応接に当たっては、次に掲げることを守らなければならない。

- (1) 親切丁寧、迅速確実を旨とし、思いやりと礼節をもって当たること。
- (2) 正当な要求があったときは、職務上やむを得ない場合を除き、自己の官職、氏名及び所属部署を告げること。
- (3) 制服を着用して電車、バス等に乗車した場合は、市民を立たせて腰を掛けないこと。

- (4) 職務上の必要があって外部の人を呼び出す場合は、相手側の利便を十分に考慮すること。

第5節 品行

(品行)

第17条 警察職員は、次に掲げることを守らなければならない。

- (1) 公民権の行使以外の政治運動に積極的に参加しないこと。
- (2) 特定の政党若しくは政党人のため、特別の利益又は不利益を与え、一党一派に偏するような行為をしないこと。
- (3) 職務に支障を及ぼすような宗教的又は政治的論議をしないこと。
- (4) 昇任、転勤その他自己の身分上の取扱いについて、外部の人又は団体の援助を要請しないこと。
- (5) 職務上必要ある場合のほか、いかがわしい人と交際し又はいかがわしい場所に立ち入らないこと。
- (6) みだりに他人の経済取引、訴訟事件等に関与しないこと。
- (7) 身分を利用して借財をし、又は支払能力を超えた借財若しくは契約をしないこと。
- (8) 勤務中みだりに飲酒し、又は勤務外において品位を失うに至るまで飲酒しないこと。
- (9) 次条に規定する許可を受けた場合を除いては、営利を目的とする企業その他の団体の業務に従事しないこと。
- (10) 家族に、警察職員の家族として品位をおとすような行為をさせないこと。

(営利企業の従事等許可)

第18条 警察職員（地公法第22条の2第1項第1号に掲げる者（以下「第1号会計年度任用職員」という。）を除く。）は、地公法第38条の規定により営利企業に従事等をする許可を受けようとするときは、営利企業従事等許可願（付録の1）を所属長を経て警察本部長に提出しなければならない。

- 2 第1号会計年度任用職員は、営利企業に従事しようとするときは、営利企業従事等報告書（付録の1の2）を所属長を経て警察本部長に提出しなければならない。

第6節 一般服務要領

(勤務記録)

第19条 警察職員は、所定の時刻までに出勤しなければならない。

- 2 所属長は、電子情報処理組織（警察職員給与事務取扱規程（昭和50年兵庫県警察本部訓令第10号）第16条に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）により所属警察職員の出勤状況を明確にしなければならない。

(不時就勤の用意)

第20条 警察職員は、健康上の理由により就勤できない場合のほか、いつでも勤務に服する用意がなければならない。

(非常参集の心構え)

第21条 警察職員は、勤務中であると否とにかかわらず、警察上重大な事故が発生し、若しくは発生のおそれがあることを知ったときは、招集命令を受けなくても万難を排して所定の場所に参集しなければならない。

(所在の明確化)

第 22 条 警察職員は、非番その他勤務しない日において外出する場合は、次に掲げる事項を守ることににより、その所在を明らかにするよう努めなければならない。

- (1) 携帯電話の使用、家族等に対する行先の明示等により連絡手段を確保すること。
- (2) 勤務箇所から片道おおむね 2 時間以上を要する区域へ外出する等不時の招集命令を受け直ちに参集に応じられない場合には、あらかじめ上司等にその旨を報告すること。

(着任期間)

第 23 条 警察職員が新たに採用され、又はその所属を異動する場合は、着任の期日を指定された場合を除き、発令の日から 5 日以内に着任しなければならない。ただし、特別の理由により、あらかじめ所属長の許可を受けたときは、この限りでない。

(宿所の届出)

第 23 条の 2 警察職員は、前条の規定により着任したときは、宿所を所属長に届け出なければならない。宿所を変更した場合も同様とする。

(所属長の承認)

第 24 条 警察職員は、次に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ、電子情報処理組織により所属長の承認を得なければならない。

- (1) 管外（勤務箇所を管轄する警察署の管轄区域以外の区域をいい、神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市内に所在する警察署の管轄区域は、当該市内一円とみなす。）に居住すること。
- (2) 宿所以外の場所に宿泊すること。
- (3) 外国へ旅行すること。

2 警察職員は、職務に関連し、又は職務に影響を及ぼすおそれのある所見を公表し、又は新聞雑誌等に寄稿しようとするときは、あらかじめ所属長に報告し、その承認を得なければならない。

3 所属長は、第 1 項第 3 号の承認をしたときは、その旨を警務部長に報告するものとする。

(身上異動の届出)

第 25 条 警察職員は、結婚、離婚、改姓、養子縁組、離縁又は家族の出生、死亡その他身上に異動を生じた場合は、電子情報処理組織により速やかに所属長に届け出なければならない。

(辞職願)

第 25 条の 2 警察職員が辞職しようとする場合は、辞職願（付録の 3）を所属長を通じて警察本部長に提出し、その承認を得なければならない。

(寄付金の募集等の禁止)

第 26 条 警察職員は、警察本部長の許可がなければ目的のいかんを問わず、金品の寄付を求め、又は寄付を受けてはならない。

(公用品の取扱い及び責任)

第 27 条 警察職員は、貸与品、支給品及び自己の管理に係る公の物品その他の公用物の取扱いについては、常に適切な注意を払わなければならない。

2 警察職員は、自己の怠慢又は不注意によって前項の用品に損失を生じた場合は、その責任を負わなければならない。

(警察情報の取扱い)

第 27 条の 2 警察職員は、職務上作成し、又は收受した文書、図画、写真、フィルム又は電磁的方法により記録されている情報で一般に公開されていないもの（以下「警察情報」という。）については、みだりにその写しを作成することなく、保管管理の徹底その他の情報流出防止措置をとるなど、適正かつ確実に取り扱わなければならない。この場合において、特に、電磁的方法により記録されている警察情報（以下「電磁的警察情報」という。）の取扱いについては、次に掲げることを守らなければならない。

- (1) 電磁的警察情報を私的に保有しないこと。
- (2) 現に担当する業務と関係のない電磁的警察情報を保有しないこと。
- (3) 電磁的警察情報を当該情報と関係のない業務に従事する職員に対して提供しないこと。
- (4) 所属長の承認なく、電磁的警察情報を外部のものに対して提供しないこと。
- (5) 所属長の承認なく、電磁的警察情報を警察庁舎外に持ち出さないこと。
- (6) 不必要となった電磁的警察情報は、復元できない方法により、確実に削除すること。

（一般サービス事項）

第 28 条 警察職員は、サービスについて前各条によるほか、次に掲げることを守らなければならない。

- (1) 承認を受けることが不可能の場合を除いて無断で欠勤、遅刻又は早退しないこと。
- (2) 公務上の秘密は、これを知る権限のある人に告げる場合又は法令による場合を除いては、何人に対してもこれを漏らさないこと。
- (3) 常に、武器の手入れ、保管及び使用について最善の注意を払うこと。
- (4) 勤務の内外を問わず、その知得した犯罪情報その他警察上必要な情報は、時機を失しないで所属長に報告すること。
- (5) 車両を運転する場合は、人畜に傷害を与え、又は財物に損害を与えることのないよう特に注意すること。
- (6) 勤務時間中、警察庁舎において遊戯をしないこと。
- (7) 公務上の報告又は連絡をするときは、正規の系統によること。

第 3 章 勤務時間等、休日及び休暇

第 1 節 適用

第 28 条の 2 この章（第 9 節を除く。）の規定は、地公法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員には適用しない。

第 1 節の 2 勤務時間等

（勤務の指定）

第 28 条の 3 警察職員の勤務の種類は、通常勤務、駐在所勤務、毎日勤務、変則毎日勤務、隔日勤務及び循環交替勤務（第 29 条に規定する循環交替勤務をいう。）とする。

2 所属長は、警務部長が別に定める基準により所属職員に勤務を指定するものとする。

3 所属長は、必要があると認めるときは、警察本部長の承認を得て、前項の基準と異なる勤務を指定することができる。

（勤務時間等）

第 29 条 通常勤務、駐在所勤務、毎日勤務、変則毎日勤務、隔日勤務及び循環交替勤務（3 交替勤務、変則 3 交替勤務、当番日公休 3 交替勤務及び 4 交替勤務の勤務をいう。以下同じ。）

に服する警察職員の勤務時間、勤務時間の割り振り及び勤務日は、勤務時間等割り振り表（別表第1）のとおりとする。

（通常勤務者の勤務時間の特例）

第30条 所属長は、通常勤務に服する警察職員（以下「通常勤務者」という。）の勤務時間の実態が前条に規定する割り振りにより難しい場合においては、あらかじめ警察本部長の承認を得て、1日の勤務時間を7時間45分とする場合に限り、別段の定めをすることができる。

第31条 削除

第32条 削除

（勤務時間等の臨時変更）

第33条 所属長は、勤務員配置その他やむを得ない理由により第29条及び第30条の規定により難しい場合は、特定の期間において勤務時間の割り振りの一部を臨時に変更することができる。ただし、通常勤務者の勤務時間にあつては、1日の勤務時間を7時間45分とする場合に限る。

2 所属長は、前項に基づき職員の勤務時間の割り振りの一部を臨時に変更するときは、変更前と変更後における同一期間内の勤務時間及び週休日の日数を等しくしなければならない。

3 所属長は、第1項の規定により勤務時間等を臨時に変更する期間が1週間を超えるときは、その内容を警察本部長に報告しなければならない。

（勤務時間の割り振りの制限）

第33条の2 所属長は、第29条、第30条及び前条の規定により、勤務時間の割り振りを定めるときは、勤務日（第29条、第30条及び前条の規定により勤務時間を割り振られた日をいう。以下同じ。）が引き続き12日を超えないようにしなければならない。

（警察職員の申告を考慮した勤務時間の割り振り）

第33条の3 第28条の3及び第29条の規定にかかわらず、所属長は、業務運営上支障がないと認めるときには、警察職員の申告を考慮して、勤務時間を割り振ることができるものとし、その割り振り等は警務部長が定めるところによるものとする。

（育児を行う警察職員の深夜勤務の制限）

第33条の4 小学校就学の始期に達するまで（満6歳に達する日以後の最初の3月31日までをいう。以下同じ。）の子（次の各号に掲げる者（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。）を含む。第48条第1項第9号及び別表第4を除き、以下同じ。）がある警察職員（当該請求をした警察職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までをいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができる者を除く。次条において同じ。）は、深夜勤務の制限について請求することができる。

(1) 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限り。）であつて当該職員が現に監護するもの

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童

(3) 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である職員に委託されている児童のうち、当該児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該職員に委託されることができない者

2 前項の養育することができる者とは、次に掲げる者のいずれにも該当しないものをいう。

(1) 深夜において就業している者（就業日数が 1 月について 3 日以下の者を除く。）

(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害等により、請求に係る子を養育することが困難な状態にある者

(3) 8 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間）以内に出産予定である者又は産後 8 週間を経過しない者

（育児を行う警察職員の深夜勤務の制限の手続等）

第 33 条の 5 警察職員は、深夜勤務の制限について請求をする場合は、一の期間（6 箇月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の 1 月前までに深夜勤務・超過勤務制限等請求書（付録の 4。以下「制限等請求書」という。）に配偶者が当該請求に係る子を養育することができない者であることを証明する資料を提出するとともに、電子情報処理組織により所属長に行うものとする。この場合において、当該請求をし、又は第 3 項前段の通知を受けた後、次に掲げる事由が生じたときは、直ちに育児又は介護の状況変更届（付録の 5。以下「変更届」という。）により所属長に届け出るものとする。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより、当該請求をした警察職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求をした警察職員が、当該請求に係る子と同居しないこと（深夜勤務制限期間を通じて同居しない状態が続くことをいう。）となった場合

(4) 当該請求をした警察職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において、常態として当該子を養育することができるものとして、前条第 2 項に定める養育することができる者に該当することとなった場合

(5) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

2 所属長は、前項の請求をした職員に対し、当該請求事項について確認のための質問をし、又は資料の提出を求めることができる。

3 所属長は、第 1 項の規定による請求を受けたときは、請求に係る時期における職員の業務の内容、業務量、代替者の配置の難易等を基準に、公務の正常な運営を妨げる場合の有無について速やかに判断して、当該請求をした職員に対し、深夜勤務制限開始日の 3 日前までに深夜勤務・超過勤務制限等通知書（付録の 6。以下「通知書」という。）により、深夜勤務の制限の承認について通知するものとする。この場合において、当該通知後、公務の正常な運営を妨げることとなる日があることが明らかになったときは、当該日の 3 日前までに当該請求をした職員に対し、深夜勤務を命ずることを通知するものとする。

4 所属長は、深夜勤務を制限する請求をした職員に対し、深夜勤務の制限を通知する前に当該請求をした職員から変更届が提出されたときは当該請求がなかったものとみなし、深夜勤務の制限を通知した後に当該職員が変更届を提出したときは当該請求が終了したものとみなす。

(介護を行う警察職員の深夜勤務の制限)

第 33 条の 6 前 2 条 (第 33 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項並びに前条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 5 号を除く。) の規定は、介護の要件一覧表 (別表第 4) に掲げる要件を満たす者 (以下「要介護者」という。) がある警察職員について準用する。この場合において、第 33 条の 4 第 1 項中「小学校就学の始期に達するまで (満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までをいう。以下同じ。) の子 (次の各号に掲げる者 (以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。) を含む。第 48 条第 1 項第 9 号及び別表第 4 を除き、以下同じ。) がある警察職員 (当該請求をした警察職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができる者を除く。次条において同じ。)」とあるのは「要介護者のある警察職員」と、前条第 1 項中「配偶者が当該請求に係る子を養育することができない者であること」とあるのは「要介護者であること」と、前条第 1 項第 1 号中「子」とあるのは「要介護者」と、前条第 1 項第 2 号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより、職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした警察職員との親族関係が、離婚、婚姻の取消し、離縁等により消滅した」と読み替えるものとする。

第 2 節 休息時間及び休憩時間

(休息時間)

第 34 条 警察職員のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、所属長が割り振るところにより、7 時間 45 分の正規の勤務時間 (職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成 6 年兵庫県条例第 43 号。以下「勤務時間条例」という。) 第 10 条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。) につき 15 分間の休息時間をとることができる。

(1) 午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務時間が割り振られているもの

(2) 1 日につき、7 時間 45 分を超える勤務時間が割り振られているもの

(休憩時間)

第 35 条 警察職員の休憩時間は、勤務時間等割り振り表のとおりとする。

(休息、休憩時間中の制限等)

第 36 条 警察職員は、休息時間又は休憩時間中においても犯罪の発生、急訴その他処理を要する事案 (次項において「犯罪の発生等」という。) があり、又は見込まれる場合は、直ちに臨機の措置を講ずるほか、所属長の承認がなければ、みだりに勤務場所を離れてはならない。

2 前項の場合において、警察職員は、所属長の承認を得て、休憩時間 (犯罪の発生等が見込まれる場合は、休息時間又は休憩時間) を臨時に変更することができる。

第 3 節 週休日及び休日

(週休日)

第 37 条 警察職員の週休日は、勤務時間等割り振り表のとおりとする。

(週休日の振替等)

第 37 条の 2 所属長は、所属職員に前条に規定する週休日に業務運営上特に勤務することを命ずる必要がある場合は、勤務時間等割り振り表に定めるところにより、所属職員の週休日の振替又は 4 時間の勤務時間の割り振り変更（以下「振替等」という。）を行うものとする。

（休日）

第 38 条 休日とは、次に掲げる日をいう。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（通常勤務者及び変則毎日勤務に服する警察職員（以下「変則毎日勤務者」という。）以外の警察職員にあつては、当該休日が週休日に当たるときは、当該休日の直後の勤務日）
- (2) 12 月 29 日から 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (3) 国の行事の行われる日で人事委員会規則で定める日

2 警察職員の休日に係る勤務は、勤務時間等割り振り表のとおりとする。

（休日の代休日の指定）

第 38 条の 2 所属長は、第 38 条第 1 項に定める休日において、業務運営上特に勤務を命ずる必要があるときは、原則として、次のとおり休日の代休日の指定を行わなければならない。

- (1) 休日に勤務を命ずるときは、当該休日前に、当該休日の代休日として、第 41 条の 4 第 1 項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く勤務日を指定するものとする。
- (2) 代休日指定の制限は、次のとおりとする。

ア 通常勤務者にあつては勤務を命ずる日の属する暦週内、通常勤務者以外の警察職員にあつては勤務を命ずる日の属する割り振り単位期間内の日に代休日を指定するものとする。ただし、業務運営上やむを得ない場合は、勤務を命ずる日を起算日とする 4 週間前の日から当該勤務を命ずる日を起算日とする 8 週間後の日までの期間の日に代休日を指定することができるものとする。

イ 所属長は、休日に勤務を命ぜられた職員が代休日を指定しないことを申し出たときは、代休日の指定をしないものとする。

（職員への通知）

第 38 条の 3 所属長は、職員に勤務を指定したとき、振替等を行ったとき、休日に勤務を命じたとき又は勤務時間の割り振りを行ったときは、速やかに当該職員に通知しなければならない。

第 4 節 超過勤務及び宿日直勤務

（正規の勤務時間を超える勤務等）

第 39 条 所属長は、災害その他避けることができない理由又は公務のため臨時に必要があるときは、第 29 条、第 30 条及び第 33 条から前条までの規定にかかわらず、所属職員に次の勤務を命ずることができる。

- (1) 正規の勤務時間を超える勤務
- (2) 週休日（第 37 条の 2 の規定を適用した場合には振替等を行った日とする。以下同じ。）の勤務
- (3) 第 38 条第 2 項の規定により休日に勤務を要しないこととされている所属職員の当該休日（前条の規定を適用した場合には代休日とする。以下同じ。）の勤務

- 2 前項第1号の勤務、同項第2号の勤務又は同項第3号の勤務のうち正規の勤務時間を超える勤務を超過勤務という。
- 3 第1項第3号の勤務のうち正規の勤務時間中の勤務、休日が日勤に当たる職員であつて、所属長において業務運営上支障がないと認めるときに休日に勤務することを要しないこととされた職員の当該休日の正規の勤務時間中の勤務又は休日に勤務することとなっている職員の当該休日の正規の勤務時間中の勤務を休日勤務という。

(超過勤務の上限)

第39条の2 所属長は、前条第2項に規定する超過勤務に関しては、警察職員に命ずる超過勤務の時間（以下「超過勤務時間」という。）は、1月につき45時間を、当該年度につき360時間を超えないようにしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、所属長は、警務部長が定める特別の事情により警察職員に命ずる超過勤務時間の上限を超える必要がある場合における警察職員に命ずる超過勤務時間は、次の各号に掲げるとおりとしなければならない。
 - (1) 当該年度につき720時間を超えないこと。
 - (2) 1月につき100時間に満たないこと。
 - (3) 1月につき45時間を超える月数が当該年度につき6月を超えないこと。
 - (4) 当該年度において2月から6月までのそれぞれの期間において平均して1月につき80時間を超えないこと。

- 3 前2項の規定にかかわらず、技能労務職員の給与及び費用弁償に関する規則（昭和35年兵庫県規則第16号）の適用を受ける警察職員（以下「技能労務職員」という。）及び警察学校に勤務する警察職員の超過勤務時間については、労働基準法（昭和22年法律第49号）の例による。

- 4 前3項の規定は、災害その他避けることのできない理由により警察職員に命ずる超過勤務については、適用しない。

- 5 前4項に定めるもののほか、超過勤務の管理に関する必要な事項は、警務部長が定める。

(女性警察職員の特例)

第40条 妊娠中又は出産後1年を経過しない女性警察職員については、当該職員が請求した場合には、超過勤務及び深夜勤務を命ずることはできない。

(育児を行う警察職員の超過勤務の免除等)

第41条 小学校就学の始期に達するまでの子のある警察職員は、超過勤務の免除又は制限について請求することができる。

(育児を行う警察職員の超過勤務の免除等の手続等)

第41条の2 警察職員は、超過勤務の免除又は制限について請求する場合は、一の期間について、その初日（以下「超過勤務免除等開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位（超過勤務免除等開始日から翌月の応当日までを1月とする。以下同じ。）とする期間に限る。）を明らかにして、超過勤務免除等開始日の前日から起算して1週間前の日までに制限等請求書を提出するとともに、電子情報処理組織により所属長に行うものとする。この場合においては、超過勤務の免除に係る期間と超過勤務の制限に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

- 2 警察職員は、前項の規定による請求をし、又は第4項の通知を受けた後、次に掲げる事由が生じたときは、直ちに変更届により、所属長に届け出るものとする。
- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
 - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより、当該請求をした警察職員の子でなくなった場合
 - (3) 当該請求をした警察職員が、当該請求に係る子と同居しないこと（超過勤務の免除又は制限をすることとなる期間を通じて同居しない状態が続くことが見込まれる場合を含む。）となった場合
 - (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
- 3 所属長は、前項の請求をした職員に対し、当該請求事項について確認のための質問をし、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 所属長は、第1項の規定による請求を受けたときは、当該職員の業務の処理方法、業務分担又は人員配置を変更する等の措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて速やかに判断し、当該請求をした職員に対して、超過勤務免除等開始日の前日までに通知書により、超過勤務の免除又は制限の承認について通知するものとする。
- 5 所属長は、超過勤務の免除の承認について通知した職員に対し、超過勤務を命じてはならない。ただし、地震による災害等通常予見し得る事由の範囲を超え、客観的にみて避けられないことが明らかな事由に基づく臨時の超過勤務については、この限りでない。
- 6 所属長は、超過勤務の制限の承認について通知した職員に対し、1月について24時間、1年について150時間を超えて超過勤務を命じてはならない。ただし、地震による災害等通常予見し得る事由の範囲を超え、客観的にみて避けられないことが明らかな事由に基づく臨時の超過勤務については、この限りでない。
- 7 所属長は、超過勤務の免除又は制限の請求をした職員に対し、超過勤務の免除又は制限を通知する前に当該請求をした職員から変更届が提出されたときは当該請求がなかったものとみなし、超過勤務の免除又は制限の通知をした後に当該職員が変更届を提出したときは当該請求が終了したものとみなす。
- 8 所属長は、超過勤務の制限について承認した職員に対し、超過勤務を命じる場合は、特定の期間に過度に集中しないように留意しなければならない。

（介護を行う警察職員の超過勤務の免除等）

第41条の3 前2条（前条第2項第3号及び第4号を除く。）の規定は、要介護者がある警察職員について準用する。この場合において、第41条中「小学校就学の始期に達するまでの子」とあるのは「要介護者」と、前条第1項中「制限請求書を提出するとともに」とあるのは「制限請求書及び要介護者であることを証明する資料を提出するとともに」と、前条第2項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、前条第2項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより、当該請求をした警察職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした警察職員との親族関係が、離婚、婚姻の取消し、離縁等により消滅した」と、前条第4項中「当該職員の」とあるのは「超過勤務の免除にあつては、請求に係る時期における

当該職員の業務の内容、業務量、代替者の配置の難易等を基準に、公務の正常な運営を妨げるかどうかについて速やかに判断し、超過勤務の制限にあっては、当該職員の」と読み替えるものとする。

(超勤代休時間)

第 41 条の 4 所属長は、職員の給与等に関する条例（昭和 35 年兵庫県条例第 42 号。以下「給与条例」という。）第 22 条第 5 項の規定により超過勤務手当を支給すべき警察職員に対して、当該超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「超勤代休時間」という。）として、同項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間に係る月（以下「60 時間超過月」という。）の末日の翌日から同日を起算日とする 2 月後の日までの期間内にある勤務日（通常勤務者及び変則毎日勤務者にあつては、休日及び代休日を除く。）及び第 37 条の 2 の規定により勤務することを命じた週休日（以下「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 所属長は、前項の規定による超勤代休時間の指定（以下「超勤代休時間の指定」という。）を行うときは、同項に規定する期間内にある勤務日等に割り振られた勤務時間のうち、超勤代休時間の指定に代えようとする超過勤務手当の支給に係る 60 時間超過月における給与条例第 22 条第 5 項の規定の適用を受ける時間（以下「60 時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与条例第 22 条第 2 項第 1 号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。）

当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 25 を乗じて得た時間数

(2) 職員の子育て支援に関する規則（平成 21 年兵庫県人事委員会規則第 3 号）第 3 条第 1 項において読み替えて適用する給与条例第 22 条第 2 項ただし書又は同条第 3 項に規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 50 を乗じて得た時間数

(3) 給与条例第 22 条第 2 項第 2 号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する 60 時間超過時間の時間数に 100 分の 15 を乗じて得た時間数

3 所属長は、前項の場合において、超勤代休時間の指定は、4 時間又は 7 時間 45 分（年次休暇の時間に連続して超勤代休時間を指定するときは、当該年次休暇の時間の時間数と当該超勤代休時間の時間数とを合計した時間数が 4 時間又は 7 時間 45 分となる時間数）を単位として行うものとする。

4 所属長は、超勤代休時間の指定を 1 回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について行うときは、第 1 項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、所属長が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 所属長は、超勤代休時間の指定は、超勤代休時間指定簿（付録の 6 の 2）より、原則として、当該指定に代えようとする超勤代休時間の支給に係る 60 時間超過月の翌月の末日までに行うものとする。

6 警察職員は、超勤代休時間の指定を受けたときは、当該超勤代休時間には、業務運営上特に勤務することを命じられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(宿日直勤務)

第 42 条 所属長は、通常勤務者及びこれに準ずる勤務形態にある警察職員に、正規の勤務時間以外の時間及び県の休日に、次に掲げる宿直勤務及び日直勤務（以下「宿日直勤務」という。）を命ずることができる。

- (1) 一般宿日直勤務（主として庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視のための宿日直勤務をいう。）
 - (2) 準特殊宿日直勤務（主として緊急事案処理に関する情報連絡等のほか、前号に掲げる業務を行うための宿日直勤務をいう。）
 - (3) 管理監督宿日直勤務（主として業務の管理又は監督のための宿日直勤務をいう。）
 - (4) 事件宿日直勤務（主として事件処理（警察本部における被疑者等の身元、犯罪経歴等の照会の処理を含む。）のための宿日直勤務をいう。）
 - (5) 学寮宿日直勤務（警察学校において、主として初任科生等の生活指導等のための宿日直勤務をいう。）
- 2 宿日直勤務に関して必要な事項は、別に定める。

第 5 節 休暇

（休暇の種類）

第 43 条 警察職員の休暇の種類は、次のとおりとする。

- (1) 年次休暇
- (2) 病気休暇
- (3) 特別休暇
- (4) 育児部分休暇
- (5) 介護休暇
- (6) 介護時間

（年次休暇）

第 44 条 警察職員は、1 暦年について 20 日の年次休暇を受けることができる。ただし、年の中途に採用された職員については、別に定める日数とする。

- 2 年次休暇を受けようとするときは、電子情報処理組織により所属長の承認を得なければならない。この場合において、所属長は、警察運営上支障があると認めるときは、他の日に変更させることができる。
- 3 警察職員が育児のために年次休暇を請求した場合においては、所属長は、当該警察職員の仕事と子育ての両立に配慮して、これを与えなければならない。

（年次休暇の単位）

第 45 条 年次休暇の単位は、次のとおりとする。ただし、年次休暇の残日数のすべてを受けようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを受けることができる。

- (1) 通常勤務者（通常勤務者の例による勤務に服する警察職員を含む。）、駐在所勤務に服する警察職員（以下「駐在所勤務者」という。）、毎日勤務に服する警察職員（以下「毎日勤務者」という。）及び変則毎日勤務者にあつては、1 日又は 1 時間とする。
- (2) 隔日勤務に服する警察職員（以下「隔日勤務者」という。）にあつては、2 日（当務の日及びその翌日の非番の日を含む。）又は 1 時間とする。

(3) 循環交替勤務に服する警察職員（以下「循環交替勤務者」という。）にあつては、日勤の日は第1号に、隔日勤務の日は前号に掲げるところによる。

2 前項の規定により1時間を単位とした場合においては、7時間45分をもって1日とする。

3 年次休暇には、週休日及び休日を含まないものとする。

（年次休暇の繰越し）

第45条の2 第44条に規定する年次休暇のうち、その年に受けなかつた年次休暇の日数については、別に定めるところにより、その一部又は全部の日数を翌年に限り繰り越すことができる。

（病気休暇）

第46条 警察職員は、負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる期間の病気休暇を受けることができる。

(1) 公傷病休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病の場合） その療養に必要な期間

(2) 病気療養休暇（結核性疾患又は精神障害（狭義の精神病のほか、てんかん、神経症及び性格異常並びに頭部外傷その他身体疾患に伴う精神及び行動の異常をいう。以下同じ。）の場合） 結核性疾患については90日、精神障害については180日の範囲内において警察本部長が必要があると認める期間

(3) 一般傷病休暇（前2号以外の負傷又は疾病の場合） 90日の範囲内において所属長が必要があると認める期間

2 病気休暇の単位は、1日とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1時間を単位として病気休暇を受けることができる。

(1) 人工透析に係る通院治療を行う場合において、正規の勤務時間に通院治療を行わなければならない特別な事情があるとき。

(2) 妊産婦が保健指導（母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導をいう。以下同じ。）又は健康診査（同法第13条に規定する健康診査をいう。以下同じ。）に基づく指導事項として勤務時間の短縮の指導を受けたとき。

(3) 不妊治療を行う場合において、正規の勤務時間に通院治療を行わなければならない特別な事情があるとき。

(4) がんに係る通院治療を行う場合において、正規の勤務時間に通院治療を行わなければならない特別な事情があるとき。

3 前項の規定により1時間を単位とした場合においては、7時間45分をもって1日とする。

（病気休暇の承認）

第46条の2 警察職員は、病気休暇を受けようとする場合は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 公傷病休暇を受けるとき 病状を詳記した主治医の診断書を提出するとともに、電子情報処理組織により所属長の承認を得ること。ただし、所属長が当該医師の意見を徴した場合には、診断書の提出を省略することができる。

- (2) 病氣療養休暇を受けるとき（承認を得て療養中の者がその療養期間を超えて引き続き休暇を受けようとするときを含む。） 病氣療養願（付録の7）に主治医の診断書を添えて提出するとともに、電子情報処理組織により所属長の承認を得ること。この場合において、病氣療養休暇の取得日数が概ね90日を超えることが見込まれるときは、当該所属長は健康審査会（兵庫県警察職員健康管理規程（昭和44年兵庫県警察本部訓令第33号。以下「健康管理規程」という。））第12条に規定する健康審査会をいう。以下同じ。）の審査を経た上、承認するものとする。
 - (3) 一般傷病休暇を受けるとき 主治医の診断書を提出するとともに、電子情報処理組織により所属長の承認を得ること。ただし、6日を超えない休暇であって、所属長が当該医師の意見を徴した場合には、診断書の提出を省略することができる。
- 2 公傷病休暇を受けようとする者の傷病が病氣療養休暇に該当する疾患等である場合（当該疾患等に移行した場合を含む。）は、前項第1号の規定にかかわらず、前項第2号と同様とする。

（病氣休暇中の出勤承認）

第46条の3 病氣休暇中の警察職員は、出勤しようとする場合は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 公傷病休暇を受けているとき 電子情報処理組織により、所属長の承認を得ること。ただし、休暇期間が1箇月未満のときは、口頭で行うことができるものとする。
 - (2) 病氣療養休暇を受けているとき 復勤願（付録の7の2）に主治医の診断書その他の必要書類を添えて提出するとともに、電子情報処理組織により所属長の承認を得ること。この場合において、当該病氣療養休暇の承認が健康審査会を経てなされたものであるときは、当該所属長は健康審査会の審査を経た上、承認するものとする。
 - (3) 一般傷病休暇を受けているとき 主治医の診断書を提出するとともに、電子情報処理組織により所属長の承認を得ること。ただし、休暇期間が1箇月未満のときは、口頭で行うことができるものとする。
- 2 公傷病休暇を受けている者の傷病が病氣療養休暇に該当する疾患等である場合（当該疾患等に移行した場合を含む。）は、前項の規定にかかわらず、復勤願に主治医の診断書その他の必要書類を添えて提出するとともに、電子情報処理組織により所属長の承認を得ること。この場合において、当該公傷病休暇の承認が健康審査会を経てなされたものであるときは、当該所属長は健康審査会の審査を経た上、承認するものとする。

（病氣休暇の期間の算定）

第47条 病氣療養休暇又は一般傷病休暇（以下この条、次条、第53条及び第53条の2において「病氣療養休暇等」という。）を承認する期間の算定は、承認の対象となる警察職員が当該承認により受けることとなる病氣療養休暇等（以下この項において「新たに受ける病氣療養休暇等」という。）の最初の日前に受けた病氣療養休暇等の期間のうち、新たに受ける病氣療養休暇等と負傷又は疾病の区分が同一の病氣療養休暇等の期間（第46条第2項ただし書の規定により受けた一般傷病休暇の期間及び警察本部長が特に必要と認める病氣療養休暇等の期間（以下この条及び第53条の2の2において「特定の期間」という。）を除く。）を通算するものとする。ただし、一の病氣療養休暇等の期間が終了した日の翌日から起算して、

特定の期間を除いて6月以上引き続いて勤務した場合における当該一の病氣療養休暇等以前の病氣療養休暇等の期間にあつては、この限りでない。

2 前項の「負傷又は疾病の区分」は、次に掲げる負傷又は疾病の区分をいう。

- (1) 結核性疾患
- (2) 精神障害
- (3) 前2号以外の負傷又は疾病のうち、外傷（災害、事故等の外因性による疾病を含む。）
- (4) 前3号以外の負傷又は疾病

3 所属長は、所属職員の病氣療養休暇等の取得状況については、電子情報処理組織により明らかにしておかなければならない。

（併発等の場合の取扱い）

第47条の2 病氣療養休暇等を受けている警察職員が、当該病氣療養休暇等に係る負傷又は疾病の区分（前条第2項に規定する区分をいう。以下この条、第53条の2及び第53条の2の2において同じ。）と異なる区分の負傷又は疾病を併発し、又はそれに移行したため、引き続き新たに病氣休暇を承認する場合には、現に当該警察職員が受けている病氣療養休暇等が開始した日から新たに承認する病氣療養休暇等が開始したものとみなし、承認すべき期間は、新たに承認する病氣療養休暇等として承認することができる期間の範囲内とする。

（病者の就業禁止）

第47条の3 警察本部長は、警察職員が労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第61条に規定する就業を禁止すべき病氣にかかった場合は、第46条から第46条の3までの規定にかかわらず、健康管理医師（健康管理規程第7条第1項に規定する健康管理医師をいう。）の意見を徴して、その療養に必要と認める期間の就業を禁止することができる。

2 前項の場合において、当該警察職員が健康を回復し、勤務することに支障がないと認めた場合は、速やかにその禁止を解除するものとする。

3 前2項の規定による禁止又は解除の手續は、別に定める。

4 第1項の規定による就業禁止の期間は、第46条第1項の規定を準用する。

（期間の計算方法）

第47条の4 第46条から前条までの規定中、期間の計算方法については、月の場合はその月の応当日の前日（応当日のないときは、その月の末日）とし、1箇月に満たない期間が2以上ある場合は、これらの期間を合算（日を月に換算する場合は30日をもって1箇月とする。）するものとする。この場合において、週休日及び休日は、これらの期間に含むものとする。

（特別休暇）

第48条 警察職員は、次の各号に掲げる特別な事由により勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該各号に掲げる時間又は期間の特別休暇を受けることができる。

- (1) 公民権行使休暇（警察職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。） 必要と認められる時間又は期間
- (2) 官公署出頭休暇（警察職員が証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。） 必要と認められる時間又は期間
- (3) ドナー休暇（警察職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶

- 者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。) 必要と認められる時間又は期間
- (4) ボランティア休暇 (警察職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、次に掲げる社会に貢献する活動 (専ら親族に対する支援となる活動を除く。) を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。) 一の年において5日の範囲内の期間
- ア 地震、暴風雨、噴火等により、災害救助法 (昭和22年法律第118号) による救助の行われる程度の規模の災害が発生した市町村 (特別区を含む。) 又はその属する都道府県若しくはこれに隣接する地域における生活関連物資の配布、居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊き出し、避難場所での世話、がれきの撤去その他必要な援助を行う活動
- イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって、ボランティア活動対象施設一覧表 (別表第5) に掲げる施設における活動
- ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護、身体上の障害等により常態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調理、衣類の洗濯及び補修若しくは慰問その他直接的な援助を行う活動
- エ 青少年の心身の健全な成長に資するため、学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号) の規定に基づく学習指導要領による教育課程として学校以外の場所で行われる児童又は生徒の体験活動を警察職員の知識、技能及び経験をいかして指導する活動
- オ 防災又はボランティアに関する意識の高揚に資するため、県が行う事業又は県以外の団体が行う事業であって県が支援するものに係る活動のうち、人事委員会が認める活動
- カ 国、地方公共団体又は公共的団体が行う地域における子どもの安全を守るための活動又は環境美化若しくは環境保全のための活動
- キ 前記アからカまでに掲げるもののほか、国、地方公共団体又は公共的団体が行う事業に係る活動のうち、人事委員会が認めるもの
- (5) 結婚休暇 (警察職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。) 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後6月を経過する日までの期間内 (警察本部長が特に必要があると認める場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間内) における、週休日、第41条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて連続する5日の範囲内の期間
- (5)の2 出生サポート休暇 (警察職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。) 一の年において12日 (当該通院等が体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあつては、17日) の範囲内の期間
- (6) 産前休暇 (出産する予定である女性警察職員が申し出たとき。) 出産予定日の前日から起算して8週間 (多胎妊娠の場合にあつては、14週間) 前の日から出産の日までの期間

- (7) 産後休暇（女性警察職員が出産（妊娠満 12 週以後の分べんをいう。以下この条において同じ。）をしたとき。） 出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間（産後 6 週間を経過した女性警察職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (8) 保育休暇（生後 1 年 6 月に達しない子を育てる警察職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行うとき（男性警察職員にあつては、この号の休暇の承認を受けようとする時間において、当該職員以外の親（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を現に監護する者又は監護対象者等を委託されている者を含む。以下この号において同じ。）が、生後 1 年 6 月に達しない子の保育をすることができない場合に限る。）） 1 日に 2 回それぞれの回について 45 分以内の期間又は 1 日に 2 回のうち 1 回について 30 分以内、他の回について 1 時間以内の期間（男性警察職員にあつては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 67 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 30 分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間（当該男性警察職員以外の親の期間と併せて 1 日 1 時間 30 分の範囲内の期間））
- (9) 出産補助休暇（男性警察職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の出産に伴い、配偶者の出産に係る入院若しくは退院の際の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。） 配偶者の出産に係る入院等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までにおいて 3 日の範囲内の期間
- (10) 育児参加休暇（男性警察職員の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日後 1 年を経過する日までの期間にある場合において、当該男性警察職員と同居している当該出産に係る子又は当該男性警察職員と同居している小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する男性警察職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。） 当該期間内における 5 日の範囲内の期間
- (11) 子育て支援休暇（警察職員が義務教育終了前（満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）の子（同居する子（配偶者の子を含む。）に限る。）を養育している場合において、次に掲げるいずれかに該当し、勤務しないことが相当であると認められるとき。） 一の年において 5 日（その養育する義務教育終了前の子が 2 人以上の場合にあつては、10 日）の範囲内の期間
- ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話を行うことをいう。）をする場合
- イ 当該子に健康診査、健康診断（学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する健康診断をいう。）又は予防接種を受けさせる際の世話を行う場合
- ウ 当該子が在籍する学校、保育施設等が実施する入学式、卒業式又は授業参観に出席する場合

- エ 感染症（学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 18 条に規定する感染症をいう。）の予防のため又は気象警報等により、当該子が在籍する学校、保育施設等の全部又は一部が臨時に休業となった場合において、当該子の世話をを行うとき
- (12) 生理休暇（女性警察職員が生理のため勤務が著しく困難であるとき。） 1 回につき 3 日の範囲内の期間
- (13) 妊婦保健休暇（妊娠中又は産後 1 年までの女性警察職員が保健指導又は健康診査を受けるとき（妊娠満 23 週までは 4 週間に 1 回、妊娠満 24 週から満 35 週までは 2 週間に 1 回、妊娠満 36 週から出産までは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回又は医師、歯科医師、助産師及び保健師の特別の指示があった場合には、その指示された回数）。） それぞれの回について必要とされる期間（1 回（健康診査に基づく保健指導が別の日に実施される場合は、それぞれについて 1 回）につき 1 日又は 1 時間）
- (14) 妊娠休暇（妊娠中の女性警察職員が通勤に利用する交通機関の混雑（自動車を運転して通勤する場合の道路における混雑を含む。）の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるとき。） 正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間
- (15) 短期介護休暇（警察職員が要介護者の介護又は要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められるとき。） 一の年において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日）の範囲内の期間
- (16) 忌引休暇（警察職員が親族（別表第 6 の親族欄に掲げる親族に限る。）の喪に服するとき。） 親族に応じ同表の日数欄に掲げる日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
- (17) 夏季休暇（警察職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当と認められるとき。） 一の年の 6 月から 10 月までの期間内（警察本部長が勤務の特殊性その他の事情により特に必要があると認める場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て別に定める期間内）における、週休日、第 41 条の 4 第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する 5 日の範囲内の期間
- (18) 長期勤続休暇（警察職員の勤続年数が 20 年又は 30 年に達した場合で、当該警察職員が心身の活力の維持及び増進を行い、在職中及び退職後を通じて充実した生活を実現するための生活設計、職務への意欲の喚起又は自己研さんを図るため勤務しないことが相当であると認められるとき。） 表彰等取扱規程の解釈及び運用について（平成 2 年兵警監例規第 34 号）第 2 の 2 の (1) のアの (ア) に規定する永年勤続警察職員表彰（賞詞）を受けた日又は警察本部長が当該表彰を受けたとみなす日の翌日から、次に掲げる警察職員の区分に応じ、それぞれに掲げる日までの期間内（警察本部長が特に必要と認める場合にはあらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間内）における、週休日、第 41 条の 4 第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部について超勤代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて連続する 3 日の範囲内の期間
- ア 勤続年数が 20 年に達した警察職員 10 年を経過する日の属する年の 3 月 31 日

イ 勤続年数が 30 年に達した警察職員 定年に達する日以後における最初の 3 月 31 日（定年前再任用短時間勤務職員（職員の定年等に関する条例（昭和 59 年兵庫県条例第 15 号）第 12 条の規定により採用された者をいう。）にあつては同条に規定する定年退職日相当日、暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年兵庫県条例第 39 号）附則第 2 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された者をいう。）にあつては 65 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日）

(19) り災休暇（地震、水害、火災その他の災害により次に掲げるいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、警察職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。）必要と認められる時間又は期間

ア 警察職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該警察職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

イ 警察職員及び当該警察職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該警察職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

ウ 単身赴任手当の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該単身赴任手当の支給を受けている警察職員がその復旧作業等を行うとき。

(20) 通勤途絶休暇（地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められるとき。）必要と認められる時間又は期間

(21) 災害早退休暇（地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、警察職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。）必要と認められる時間又は期間

2 警察職員は、特別休暇を受けようとするときは、電子情報処理組織により所属長の承認を得なければならない。この場合において、前項第 6 号及び第 7 号の特別休暇を除き、所属長は、業務運営上支障があり他の時期においても当該特別休暇の目的を達することができることを認めるときは、他の時期に変更させることができる。

3 第 1 項第 4 号及び第 17 号の特別休暇の取扱いについては、暦日によるものとし、必要があると認められる場合には、1 日又は 1 時間を単位として承認することができる。ただし、警察職員が当該特別休暇の残日数の全てを受けようとする場合において、当該残日数に 1 時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを承認することができる。

4 第 1 項第 5 号の 2、第 9 号から第 11 号まで及び第 15 号の特別休暇の取扱いについては、暦日によるものとし、1 日又は 1 時間を単位として承認することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

5 第 1 項第 4 号、第 5 号の 2、第 9 号から第 11 号まで、第 15 号及び第 17 号の特別休暇について、1 時間を単位とした場合においては、7 時間 45 分をもって 1 日とする。

6 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 33 条の措置又はこれに準ずる措置を受けた場合は、第 1 項第 20 号の特別休暇を受けるものとする。

7 第 1 項第 4 号の特別休暇を受けようとするときは、ボランティア活動計画書（付録の 8）を提出しなければならない。

- 8 第1項第5号の2の特別休暇を受けようとするときは、一の年ごとに、医師の診断書、医療機関が作成する治療に関する書類等不妊治療に係る通院等を証明できるもの（以下「不妊治療証明資料」という。）を提示しなければならない。この場合において、当該年の途中で体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療が必要となったことにより、引き続き当該特別休暇を受けようとするときは、改めて当該事由に係る不妊治療証明資料を提示しなければならない。
- 9 女性警察職員は、第1項第6号又は第7号の特別休暇を受けようとするときは、医師の診断書又は母子保健法第16条に規定する母子健康手帳（以下「母子健康手帳」という。）を提示しなければならない。
- 10 女性警察職員は、第1項第13号又は第14号の特別休暇を受けようとするときは、母子健康手帳、医師の診断書、出産予定日証明書等妊娠中であることを証明できるもの（以下「母子健康手帳等」という。）を提示しなければならない。ただし、第1項第14号の特別休暇を受けようとする場合において、妊娠初期である等母子健康手帳等を提示することができない特別な理由があるときは、この限りでないものとし、この場合においては、母子健康手帳等の交付を受けた後、当該母子健康手帳等を提示するものとする。
- 11 第1項第14号の特別休暇の承認を受けた女性警察職員は、当該特別休暇の時間を変更する必要が生じた場合は、新たに電子情報処理組織により所属長の承認を得なければならない。
- 12 第1項第15号の特別休暇を受けようとするときは、要介護者の状態等申出書（付録の9）を提出しなければならない。

（育児部分休暇）

第48条の2 警察職員（技能労務職員及び職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号。以下「子育て支援条例」という。）第23条第1項各号に該当する警察職員を除く。）が、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を利用する当該警察職員の子で満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年の初めから3年を経過しない児童を養育するため、1日の勤務時間の一部（正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、2時間（保育休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該保育休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を2時間から減じた時間）を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことが相当であると認められるときは、1回につき1年の期間内において必要と認められる期間に30分を単位として育児部分休暇を受けることができる。

- 2 育児部分休暇を受けようとするときは、あらかじめ電子情報処理組織により所属長の承認を得るものとする。
- 3 育児部分休暇願については、その期間の勤務しない1時間につき、給与条例第6条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った警察職員に対する意向確認等）

第48条の3 所属長は、警察職員から配偶者等（勤務時間条例第4条第4項第1号に規定する配偶者等をいう。）が当該警察職員の介護を必要とする状況に至ったことの申出を受けたときは、当該警察職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下

「請求等」という。)に係る当該警察職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならぬ。

- 2 所属長は、警察職員に対して、当該警察職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第48条の4 所属長は、前条に定めるもののほか、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 警察職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備

(介護休暇)

第49条 警察職員は、要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるときは、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6箇月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において介護休暇を受けることができる。

- 2 警察職員は、介護休暇を受けようとするときは、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、要介護者に係る医師の診断書等及び当該職員と要介護者との関係を示す書類を提出するとともに、電子情報処理組織により所属長の承認を得るものとする。
- 3 所属長は、当該指定期間の申出による期間の初日から末日までの期間(以下「申出の期間」という。)の指定期間を指定するものとする。ただし、申出の期間の全期間にわたり公務の運営に支障があるため介護休暇を承認できないことが明らかであるときは当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間の一部の日が公務の運営に支障があるため介護休暇を承認できないことが明らかな日(以下「除算日」という。)であるときは除算日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。
- 4 介護休暇の単位は、1日又は1時間とし、1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じて4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内とする。
- 5 介護休暇中の警察職員は、指定された指定期間又は当該介護休暇の内容を変更する必要がある場合は、電子情報処理組織により所属長に承認を得るものとする。この場合においては、指定期間の延長に係る申請は当該指定期間につき1回のみ行うことができる。
- 6 所属長は、介護休暇の願い出を受けた場合には、速やかに承認するかどうかを決定し、2週間以上の期間について一括して承認するものとする。ただし、当該願い出を受けた場合において、当該願い出に係る期間のうちに当該願い出があった日から起算して1週間を経過する日(以下「1週間経過日」という。)後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。
- 7 介護休暇中の警察職員は、介護休暇を承認された要件を欠くこととなった場合には、電子情報処理組織により所属長に届け出なければならない。
- 8 介護休暇については、その期間の勤務しない1時間につき、給与条例第6条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

(介護時間)

- 第 49 条の 2 警察職員は、所属長の承認を得て、当該警察職員の要介護者を介護するため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間（当該要介護者に係る介護休暇の指定期間と重複する期間を除く。）を超えない範囲内において、介護時間を受けることができる。
- 2 介護時間の承認は、1 日を通じて 2 時間を超えない範囲内とする。ただし、介護時間の承認を得ようとする警察職員が既に第 55 条の規定による第 1 号育児部分休業又は第 48 条の 2 の規定による育児部分休暇の承認を受けている場合は、当該第 1 号育児部分休業等の時間を合算した時間を 2 時間から減じた時間とする。
 - 3 介護時間の承認は、警察職員の介護の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30 分を単位として行うものとする。
 - 4 警察職員は、第 1 項の規定により介護時間の承認を得ようとするときは、介護時間を始めようとする日のおおむね 1 週間前までに、電子情報処理組織により申請するとともに、要介護者に係る医師の診断書等及び当該職員と要介護者との関係を示す書類を所属長に提出しなければならない。この場合においては、原則として介護時間の期間を定めて行うものとする。
 - 5 所属長は、前項の規定により期間を定めて承認している警察職員について、特定の日について公務の運営に支障が生じると認めるときは、当該特定の日承認を行わないことができる。
 - 6 介護時間の承認を受けた警察職員が、当該介護時間の承認期間内の特定の日について承認の取り消し又は時間の変更をしようとするときは、電子情報処理組織により申請し、所属長の承認を得なければならない。
 - 7 所属長は、介護時間の承認を受けた警察職員の当該要介護者に係る介護時間の届出事由が消滅したと認めるときは、当該介護時間の承認を取り消すものとする。
 - 8 介護時間の承認を受けた警察職員は、前項の規定に該当することとなった場合は、電子情報処理組織により速やかに所属長に届け出なければならない。
 - 9 介護時間については、その勤務しない 1 時間につき、給与条例第 6 条に規定する勤務時間 1 時間当たりの給与額を減額する。

第 6 節 休務及び欠勤

(休務)

- 第 50 条 警察職員は、次の各号の一に該当する場合において、休務（職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 38 年兵庫県条例第 33 号）の規定により職務に専念する義務を免除する時間又は期間をいう。以下同じ。）の承認を得ようとするときは、その事実を証明する資料（以下「証明資料」という。）を添え、電子情報処理組織により警察本部長に願い出なければならない。
- (1) 研修を受ける場合
 - (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
 - (3) 職務遂行に関し密接な関連のある国若しくは地方公共団体又は公共的団体の職務に従事する場合
 - (4) 職務遂行に関し密接な関連のある国若しくは地方公共団体又は公共的団体が設置する審議会、委員会、学会、研究会等に出席する場合

- (5) 公益上又は職務に関連のある研修会、講演会等に参加し、又はそれ等の講師となる場合
 - (6) 本県の行う任用試験又は職務の遂行に必要な資格試験を受験する場合
 - (7) 地方公務員災害補償法第 51 条第 1 項及び第 2 項の規定により、公務災害補償に関する審査請求若しくは再審査請求をし、又はその審理に出頭する場合
 - (8) 地公法第 46 条の規定により、勤務条件に関する措置の要求をし、又はその審理に出頭する場合
 - (9) 地公法第 49 条の 2 第 1 項の規定により、不利益処分に関する審査請求をし、又はその審理に出頭する場合
 - (10) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 25 条による緊急な消火作業を行った場合、災害救助法第 24 条若しくは第 25 条による災害救助作業に従事した場合又は水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 24 条による水防作業に従事した場合
 - (11) 国若しくは地方公共団体又はこれに類する団体が主催する健全な運動競技会の業務に従事し、又は選手として出場する場合
 - (12) 妊娠中の女性警察職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるため、当該女性警察職員が、保健指導若しくは健康診査による指導事項に基づき休息し、又は補食する場合
 - (13) 前各号に規定する場合のほか、特に警察本部長が人事委員会の承認を得て指定した場合
- 2 前項の規定にかかわらず警察本部長が別に指定した場合は、所属長は、警察職員の欠勤を休務とすることができる。
- 3 第 1 項第 12 号により職務に専念する義務を免除される時間は、始業の時刻から連続する時間若しくは終業の時刻まで連続する時間又は同号の休務を請求した警察職員について勤務しないことを承認されている時間に、連続する時間以外の時間とする。

（要治療者等の勤務の軽減）

第 51 条 所属長は、健康管理規程の規定により、要治療、要注意又は自主管理の指導区分の指定を受けた所属職員については、勤務を軽減し、保健上必要な措置をとることができる。

第 52 条 削除

（休職及び復職）

第 53 条 警察職員は、病気療養休暇等を受けることができる期間の上限に達し、新たな病気療養休暇等の承認を受けることができない場合は、休職願（付録の 10）に主治医の診断書を添え、所属長を経て警察本部長に願い出なければならない。休職を命ぜられている者が、その期間を更新しようとする場合も、同様とする。

2 前項の規定により休職中の警察職員が復職しようとするときは、復職願（付録の 11）に主治医の診断書その他の必要書類を添え、所属長を経て警察本部長に願い出なければならない。

3 所属長は、第 1 項の規定による願い出を受けたときは休職副申書（付録の 12）を添え、前項の規定による願い出を受けたときは健康審査会の審査を経た上復職副申書（付録の 13）を添え、警察本部長に上申しなければならない。

（休職に伴う病気療養休暇等の不承認）

第 53 条の 2 前条第 2 項の規定により復職した警察職員は、復職した日の翌日から起算して 1 年以上引き続いて勤務した場合でなければ、先の休職と負傷又は疾病の区分が同一の負傷又は疾病に係る病気療養休暇等を受けることができない。ただし、第 46 条第 2 項ただし書の規

定により一般傷病休暇を受ける場合又は警察本部長が特に必要と認める場合にあつては、この限りでない。

(休職の期間の算定)

第 53 条の 2 の 2 休職を命ずる期間の算定は、命令の対象となる警察職員が当該命令により服することとなる休職の最初の日前に当該警察職員が服した休職の期間（警察本部長が特に必要と認める休職の期間を除く。）を通算するものとする。ただし、一の休職の期間が終了した日の翌日から起算して、特定の期間を除いて 1 年以上引き続き勤務した場合における当該一の休職以前の休職の期間にあつては、この限りでない。

(特別欠勤)

第 53 条の 3 警察職員は、次の各号の一に該当する場合において、特別欠勤（第 1 号の場合にあつては職員の給与に関する規則（昭和 35 年兵庫県人事委員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項第 2 号に、第 2 号及び第 3 号の場合にあつては同条同項第 3 号に規定する給与を減額しない欠勤をいう。以下同じ。）の承認を得ようとするときは、電子情報処理組織により所属長に願い出るとともに、特別欠勤承認願（付録の 14）に申立書及び証明資料を添え、所属長を経て警察本部長に願い出なければならない。

(1) 第 50 条第 1 項第 10 号に掲げる作業及びこれと同等と認める作業に従事して負傷し又はこのため疾病にかかった場合

(2) 警察職員の扶養親族（給与条例第 15 条第 2 項各号に掲げる者をいう。以下同じ。）又は扶養親族でない配偶者若しくは二親等内の親族（以下「扶養親族等」という。）の出産、病気、負傷等のために警察職員が看護等に従事しなければならない場合

(3) 妊娠 嘔おう吐等妊娠に起因する生理的な症状のため勤務が著しく困難である場合

2 所属長は、前項の規定による願い出を受けたときは、当該特別欠勤承認願、申立書及び証明資料を特別欠勤承認副申書（付録の 15）に添え警察本部長に上申しなければならない。

3 警察本部長は、当該願い出が、真にやむを得ないと認めたときは、次に掲げる期間、当該欠勤を承認するものとする。

(1) 第 1 項第 1 号に掲げる場合にあつては、その療養に必要と認める期間

(2) 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる場合にあつては、1 暦年について 10 日を超えない範囲内

(3) 第 1 項第 2 号に掲げる場合にあつては、取得単位を 1 日又は 1 時間とし、1 時間単位の場合は、7 時間 45 分をもって 1 日とする。

4 警察職員（地方警務官は除く。以下この項において同じ。）は、第 1 項第 2 号に規定する特別欠勤のほか、扶養親族等の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合には、欠勤（以下「無給看護欠勤」という。）を願い出ることができる。

(1) 無給看護欠勤を承認する被看護人及び対象となる看護等の範囲は、第 1 項第 2 号と同様とする。

(2) 無給看護欠勤は、1 暦年について 30 日の範囲内で、1 日を単位として継続又は分割して承認することができる。

(3) 警察職員は、無給看護欠勤の承認を得ようとするときは、証明資料を提出のうえ、電子情報処理組織により所属長に願い出なければならない。

5 第46条の3第1項第1号の規定は、第3項第1号の規定により欠勤中の警察職員が出勤する場合について準用する。

(その他の欠勤)

第53条の4 警察職員は、前条に規定する事由以外の事由により欠勤しようとするときは、電子情報処理組織により所属長の承認を得なければならない。この場合においては、その欠勤の事由を証明する書類を提出しなければならない。ただし、所属長においてその証明する書類の提出が困難であると認めるとき、又は提出の必要を認めないときは、この限りでない。

第7節 育児休業、育児短時間勤務及び育児部分休業

(妊娠、出産等についての申出をした警察職員に対する措置等)

第53条の5 所属長は、警察職員から、当該警察職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実の申出を受けたときは、当該警察職員に対して、育児休業(第54条第1項に規定する育児休業をいう。以下この条及び次条において同じ。)その他の警察職員の子育てを支援するための制度(以下「子育て支援制度」という。)を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該警察職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 所属長は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、前項の規定による申出をした警察職員(以下「申出職員」という。)に対して、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(以下「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等に係る請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 前項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

3 所属長は、3歳に満たない子を養育する警察職員(以下「対象職員」という。)に対して当該対象職員の子が1歳11箇月に達する日の翌々日から2歳11箇月に達する日の翌日までの1年間の内に、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(以下「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等に係る請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

4 所属長は、第2項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した場合においては、当該意向に配慮しなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置等)

第53条の6 所属長は、前条第1項に規定するもののほか、警察職員の子育て支援制度の活用を推進するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 警察職員に対する子育て支援制度に係る研修の実施

(2) 子育て支援制度に関する相談体制の整備

(3) その他子育て支援制度を活用しやすい勤務環境の整備

- 2 所属長は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、短期はもとより長期の育児休業の取得を希望する警察職員が希望するおりの期間の育児休業の承認を請求することができるようにするなど、警察職員による子育て支援制度の活用が図られるように配慮するものとする。

(育児休業)

- 第 54 条 警察職員は、警察本部長の承認を得て、当該警察職員の 3 歳に満たない子を養育するため、当該子が 3 歳に達する日まで、育児休業をすることができる。
- 2 警察職員は、前項の規定により育児休業の承認を得ようとするときは、育児休業を始めようとする日のおおむね 1 箇月前（第 3 項に規定する 2 回の育児休業に含まない育児休業の場合は、2 週間前）までに電子情報処理組織により申請するとともに、住民票の写し等を添えて育児休業承認請求書（付録の 16）を所属長を経て警察本部長に提出しなければならない。
- 3 警察職員は、第 1 項の規定により当該子について既に 2 回の育児休業（2 回の育児休業に含まない育児休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育休法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる育児休業をいう。）を除く。）をしたことがある場合において、子育て支援条例第 3 条に規定する特別の事情が生じたときは、警察本部長の承認を得て、3 回目以降の育児休業をすることができる。
- 4 育児休業をしている警察職員は、警察本部長の承認を得て、当該育児休業の期間を 1 回に限り、延長することができる。ただし、子育て支援条例第 5 条に規定する特別の事情が生じた場合は、警察本部長の承認を得て、育児休業の期間の再度の延長をすることができる。
- 5 警察職員は、前 2 項の規定により育児休業の承認を得ようとするときは、第 2 項に準じて育児休業承認請求書を所属長を経て警察本部長に提出しなければならない。ただし、住民票の写し等の提出は要しない。
- 6 育児休業の承認は、育休法第 5 条第 1 項に規定する事由が生じた場合は、その効力を失う。
- 7 警察本部長は、育児休業をしている警察職員が育休法第 5 条第 2 項に規定する事由に該当すると認めるときは、当該育児休業の承認を取り消すものとする。
- 8 育児休業をしている警察職員は、前 2 項の規定に該当することとなったとき又は育児休業の期間が満了したときは、速やかに電子情報処理組織により届け出るとともに、育児休業変更（終了）届（付録の 18）を所属長に提出しなければならない。ただし、育児休業に引き続き勤務しないときは、電子情報処理組織による届け出は要しない。
- 9 所属長は、前項の規定により育児休業変更（終了）届の提出を受けたときは、警察本部長に送付しなければならない。

(育児短時間勤務)

- 第 54 条の 2 警察職員は、警察本部長の承認を得て、当該警察職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、育休法第 10 条第 1 項各号に規定する形態の育児短時間勤務をすることができる。
- 2 警察職員は、前項の規定により育児短時間勤務の承認を得ようとするときは、育児短時間勤務を始めようとする日のおおむね 1 月前までに電子情報処理組織により申請するとともに、住民票の写し等を添えて育児短時間勤務承認請求書（付録の 18 の 2）を所属長を経て本部長に提出しなければならない。この場合においては、育児短時間勤務をしようとする期間（1

月以上1年以下の期間に限る。)の初日及び末日並びにその勤務の形態における勤務の日及び時間帯を明らかにして行うものとする。

3 警察職員は、第1項の規定により当該子について既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、警察本部長の承認を得て、再度の育児短時間勤務をすることができる。

(1) 当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年が経過したとき。

(2) 子育て支援条例第12条各号に規定する特別の事情が生じたとき。

4 育児短時間勤務をしている警察職員は、警察本部長の承認を得て、育児短時間勤務の期間を延長することができる。

5 警察職員は、前2項の規定により育児短時間勤務の承認を得ようとするときは、第2項に準じて育児短時間勤務承認請求書を所属長を経て本部長に提出しなければならない。ただし、住民票の写し等の提出は要しない。

6 育児短時間勤務の承認は、育休法第12条において準用する育休法第5条第1項に規定する事由が生じたときは、その効力を失う。

7 警察本部長は、育児短時間勤務をしている警察職員が育休法第12条において準用する育休法第5条第2項及び子育て支援条例第15条各号に規定する事由に該当すると認めるときは、当該育児短時間勤務の承認を取り消すものとする。

8 育児短時間勤務をしている警察職員は、前2項の規定に該当することとなったとき又は育児短時間勤務の期間が満了したときは、速やかに電子情報処理組織により届け出るとともに、育児短時間勤務変更(終了)届(付録の18の3)を所属長に提出しなければならない。

9 所属長は、前項の規定により育児短時間勤務変更(終了)届の提出を受けたときは、警察本部長に送付しなければならない。

(育児部分休業)

第55条 警察職員は、所属長の承認を得て、当該警察職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子が小学校就学の始期に達する日まで、第1号育児部分休業(育休法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)又は第2号育児部分休業(育休法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)(以下これらを「育児部分休業」という。)をすることができる。ただし、子育て支援条例第21条第1号に規定する職員に該当する警察職員については、この限りでない。

2 育児部分休業の承認は、次の各号に掲げる育児部分休業の区分に応じて、それぞれに掲げる時間の範囲内とする。ただし、第1号育児部分休業の承認を得ようとする警察職員が既に第48条第1項第8号の規定による保育休暇又は第55条の5の規定による介護時間の適用を受けている場合は、当該保育休暇等の時間を合算した時間を2時間から減じた時間とする。

(1) 第1号育児部分休業 1日につき2時間を超えない時間

(2) 第2号育児部分休業 一の年度において次に掲げる警察職員の区分に応じて、それぞれに定める時間

ア 非常勤職員以外の警察職員 77時間30分

イ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

- 3 第1号育児部分休業の承認は、警察職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。
- 4 第2号育児部分休業の承認は、警察職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号育児部分休業を承認することができる。
 - (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて第2号育児部分休業の承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
 - (2) 第2号育児部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて第2号育児部分休業の承認の請求があつたとき 当該残時間数
- 5 警察職員は、第1項の規定により育児部分休業の承認を得ようとするときは、一の年度の期間ごとに、第2項各号に掲げる育児部分休業の区分のうちいずれかを請求するかを明らかにして、育児部分休業を始めようとする日のおおむね1週間前までに、電子情報処理組織により申請しなければならない。この場合においては、原則として育児部分休業の期間を定めて行うものとし、所属長から住民票の写し等の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。
- 6 所属長は、前項の規定により期間を定めて承認している警察職員について、特定の日について公務の運営に支障が生じると認めるときは、当該特定の日承認を行わないことができる。
- 7 育児部分休業をしている警察職員は、当該育児部分休業の承認期間内の特定の日について育児部分休業をしないとき又は承認期間の変更をしようとするときは、電子情報処理組織により申請し、所属長の承認を得なければならない。
- 8 育児部分休業をしている警察職員は、子育て支援条例第22条の5に規定する特別の事情がある場合に限り、第2項各号に掲げる育児部分休業の区分を変更することができる。
- 9 育児部分休業の承認は、育休法第19条第6項において準用する育休法第5条第1項に規定する事由が生じた場合は、その承認の効力を失う。
- 10 所属長は、育児部分休業をしている警察職員が育休法第19条第6項において準用する育休法第5条第2項に規定する事由に該当すると認めるときは、当該育児部分休業の承認を取り消すものとする。
- 11 育児部分休業をしている警察職員は、前2項の規定に該当することとなった場合は電子情報処理組織により速やかに所属長に届け出なければならない。

第8節 自己啓発等休業、配偶者同行休業、修学部分休業及び高齢者部分休業

(自己啓発等休業)

第55条の2 警察職員は、警察本部長の承認を得て、大学等課程の履修（職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する条例（平成4年兵庫県条例第6号。以下「自己啓発条例」という。）第3条に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（地公法第26条の5第1項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のため、大学等課程の履修のための休業にあっては2年（学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の課程（同法第104条第7項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であつて、その修学年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してそ

の課程を履修する場合にあっては、3年)、国際貢献活動のための休業にあっては3年を限度として自己啓発等休業をすることができる。ただし、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び在職期間が2年未満の職員にあっては、この限りでない。

- 2 警察職員は、前項の規定により、自己啓発等休業の承認を得ようとするときは、自己啓発等休業を始めようとする日のおおむね2月前までに電子情報処理組織により申請するとともに、自己啓発等休業承認申請書(付録の21の2)を所属長に提出しなければならない。この場合においては、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにして行うものとする。
- 3 所属長は、前項の規定により自己啓発等休業承認申請書の提出を受けたときは、自己啓発等休業承認副申請書(付録の21の3)に当該自己啓発等休業承認申請書を添え、警察本部長に上申しなければならない。
- 4 自己啓発等休業をしている警察職員は、警察本部長の承認を得て、第1項に規定する休業の期間の範囲内において、当該自己啓発等休業の期間を延長することができる。この場合において、延長は、特別な事情がある場合を除き、1回に限るものとする。
- 5 警察職員は、前項の規定により自己啓発等休業の承認を得ようとするときは、第2項前段に準じて自己啓発等休業承認申請書を所属長に提出しなければならない。この場合においては、延長をしようとする期間の末日を明らかにして行うものとする。
- 6 所属長は、前項の規定により自己啓発等休業承認申請書の提出を受けたときは、第3項に準じて警察本部長に上申しなければならない。
- 7 自己啓発等休業の承認は、地公法第26条の5第4項に規定する事由が生じたときは、その効力を失う。
- 8 警察本部長は、自己啓発等休業をしている警察職員が地公法第26条の5第5項及び職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する規則(平成20年兵庫県人事委員会規則第3号。以下「自己啓発規則」という。)第3条の5各号に規定する事由に該当すると認めるときは、当該自己啓発等休業の承認を取り消すものとする。
- 9 警察職員は、前2項の規定に該当することとなったとき、又は自己啓発等休業の期間が満了したときは、速やかに電子情報処理組織により届け出るとともに、自己啓発等休業変更(終了)届(付録の21の4)を所属長に提出しなければならない。
- 10 所属長は、前項の規定により自己啓発等休業変更(終了)届の提出を受けたときは、警察本部長に送付しなければならない。
- 11 所属長は、自己啓発等休業をしている警察職員の当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況及び生活の状況を把握するため、当該警察職員に対して、適宜報告を求めるものとする。
- 12 警察職員は、前項の規定により所属長から報告を求められた場合のほか、自己啓発規則第3条の6第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該警察職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について所属長に報告しなければならない。
- 13 所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、当該報告の内容を警察本部長に報告しなければならない。

(配偶者同行休業)

第 55 条の 2 の 2 警察職員は、警察本部長の承認を得て、外国での勤務その他職員の自己啓発規則第 5 条各号に規定する事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするため、3 年を限度として配偶者同行休業をすることができる。ただし、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び在職期間が 2 年未満の職員にあつては、この限りでない。

- 2 警察職員は、前項の規定により、配偶者同行休業の承認を得ようとするときは、配偶者同行休業を始めようとする日のおおむね 2 月前までに電子情報処理組織により申請するとともに、配偶者同行休業承認申請書（付録の 21 の 5）を所属長に提出しなければならない。この場合においては、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の配偶者の外国での勤務又は滞在事由の内容を明らかにして行うものとする。
- 3 所属長は、前項の規定により配偶者同行休業承認申請書の提出を受けたときは、配偶者同行休業承認副申書（付録の 21 の 6）に当該配偶者同行休業承認申請書を添え、警察本部長に上申しなければならない。
- 4 配偶者同行休業をしている警察職員は、警察本部長の承認を得て、第 1 項に規定する休業の期間の範囲内において、当該配偶者同行休業の期間を延長することができる。この場合において、延長は、特別な事情がある場合を除き、1 回に限るものとする。
- 5 警察職員は、前項の規定により配偶者同行休業の承認を得ようとするときは、第 2 項前段に準じて配偶者同行休業承認申請書を所属長に提出しなければならない。この場合においては、延長をしようとする期間の末日を明らかにして行うものとする。
- 6 所属長は、前項の規定により配偶者同行休業承認申請書の提出を受けたときは、第 3 項に準じて警察本部長に上申しなければならない。
- 7 配偶者同行休業の承認は、地公法第 26 条の 6 第 5 項に規定する事由が生じたときは、その効力を失う。
- 8 警察本部長は、配偶者同行休業をしている警察職員が地公法第 26 条の 6 第 6 項及び自己啓発規則第 8 条各号に規定する事由に該当すると認めるときは、当該配偶者同行休業の承認を取り消すものとする。
- 9 警察職員は、前 2 項の規定に該当することとなったとき、又は配偶者同行休業の期間が満了したときは、速やかに電子情報処理組織により届け出るとともに、配偶者同行休業変更（終了）届（付録の 21 の 7）を所属長に提出しなければならない。
- 10 所属長は、前項の規定により配偶者同行休業変更（終了）届の提出を受けたときは、警察本部長に送付しなければならない。

（修学部分休業）

第 55 条の 3 警察職員は、所属長の承認を得て、教育施設（学校教育法第 1 条に規定する大学及び高等専門学校、同法第 124 条に規定する専修学校その他これに準ずるものとして別に定める教育施設をいう。以下同じ。）に修学するため、原則として年度の当初を始期とする引き続き 1 年間を単位とし、2 年を限度として、修学部分休業をすることができる。ただし、技能労務職員、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員（次条において「技能労務職員等」という。）にあつては、この限りでない。

- 2 修学部分休業の承認は、1 週間を通じて当該警察職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内とする。

- 3 修学部分休業の承認は、警察職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。
- 4 警察職員は、第1項の規定により修学部分休業の承認を得ようとするときは、修学部分休業を始めようとする日の前年の12月末日までに電子情報処理組織により申請するとともに、修学部分休業承認申請書（付録の22）を所属長に提出しなければならない。この場合においては、原則として修学部分休業の期間を定めて行うものとする。
- 5 所属長は、前項の規定により期間を定めて承認している警察職員について、特定の日について公務の運営に支障が生じると認めるときは、当該特定の日の承認を行わないことができる。
- 6 修学部分休業をしている警察職員は、当該修学部分休業の承認期間内の特定の日について修学部分休業をしないとき又は承認期間の変更をしようとするときは、電子情報処理組織により所属長の承認を得なければならない。
- 7 修学部分休業をしている警察職員は、当該修学部分休業の承認期間を延長しようとするときは、修学・高齢者部分休業時間延長申請書（付録の24）を所属長に提出しなければならない。
- 8 修学部分休業の承認は、地公法第26条の2第2項に規定する事由が生じた場合は、その効力を失う。
- 9 所属長は、修学部分休業をしている警察職員が、自己啓発条例第14条第1項に規定する事由に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。
- 10 修学部分休業をしている職員は、前2項の規定に該当することとなった場合は、速やかに修学・高齢者部分休業変更届（付録の25）を所属長に提出しなければならない。
- 11 所属長は、自己啓発条例第14条第2項の規定により修学部分休業の取消し又は修学部分休業の期間の短縮をしようとするときは、当該職員から修学・高齢者部分休業の承認取消し・休業時間の短縮同意書（付録の26）を徴するものとする。

（高齢者部分休業）

第55条の4 警察職員は、所属長の承認を得て、55歳に達した日から定年退職日までの間において、次の各号のいずれかに該当する場合は、高齢者部分休業をすることができる。ただし、技能労務職員等にあつては、この限りでない。

- (1) ボランティア、地域における自治会活動等社会貢献活動に従事する場合
- (2) 退職後の生活設計に資する資格、技術等を取得する場合
- (3) 所属長が前2号と同等のものと認める場合

2 前条第2項から第8項まで、第10項及び第11項の規定は、高齢者部分休業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第55条の3第3項	警察職員の修学のため必要とされる時間について、30分	30分
第55条の3第4項	第1項	第55条の4第2項において準用する第55条の3第1項
	前年の12月末日	おおむね3月前

	修学部分休業承認申請書（付録の22）	高齢者部分休業承認申請書（付録の27）
第55条の3第5項	前項	第55条の4第2項において準用する第55条の3第4項
第55条の3第8項	第26条の2第2項	第26条の3第2項において準用する地公法第26条の2第2項
第55条の3第10項	前2項	第55条の4第2項において準用する第55条の3第8項
第55条の3第11項	第14条第2項	第18条において準用する自己啓発条例第14条第2項

第9節 勤務時間等管理員

（勤務時間等管理員）

第55条の5 所属に、それぞれ勤務時間等管理員1人を置く。

- 2 勤務時間等管理員には、本部の所属にあつては次席又は副隊長を、サイバーセキュリティ・捜査高度化センターの所属にあつては次席を、警察学校にあつては副校長を、警察署にあつては副署長又は次長をもって充てる。
- 3 勤務時間等管理員は、所属長の命を受け、次に掲げるところにより、職員の勤務時間等を管理するものとする。
 - (1) 職員の勤務計画（勤務の種類、週休日、休日勤務、宿直勤務、日直勤務及び夜間勤務の計画をいう。）を把握し、電子情報処理組織により記録を行うこと。
 - (2) 所属長が職員に振替等を行ったとき、又は休日に勤務を命じたときに、電子情報処理組織に所要事項を記録し、その状況を明らかにすること。
 - (3) 職員1人ごとの年次休暇、病気休暇、特別休暇、育児部分休暇、介護休暇、介護時間、休務、特別欠勤、育児休業、育児短時間勤務、育児部分休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業、修学部分休業及び高齢者部分休業並びに給与条例第6条の規定により給与を減額すべき欠勤の日数及び時間数その他必要とする事項を把握して管理すること。
 - (4) 所属長が命じた超過勤務を把握し、電子情報処理組織により記録して所属長の確認を得ること。
- 4 所属を兼務する職員が兼務所属で勤務した場合は、原則として当該兼務所属の勤務時間等管理員が、兼務所属の所属長の命を受け、前項各号に掲げる事務を行い、その内容について翌月2日までに本務所属の勤務時間等管理員に通知するものとする。
- 5 勤務時間等管理員は、第3項第1号に規定する記録の事務にあつては所属長が指名した者に、第3項第2号及び第4号に規定する記録の事務にあつては給与事務担当者（警察職員給与事務取扱規程（昭和50年兵庫県警察本部訓令第10号）第6条に規定する給与事務担当者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

第4章 雑則

（出張関係）

第56条 旅行命令権者は、警察職員に出張を命ずるときは、別に定める旅行命令簿により行うものとする。

- 2 警察職員は、出張を命じられ当該用務を終えて帰庁したときは、口頭により旅行命令権者に復命するものとする。
- 3 警察職員は、出張の途中において、用務の都合又は天災、事変、病気その他やむを得ない事情により、その予定を変更しなければならないときは、速やかに旅行命令権者に報告し、その指揮を受けなければならない。

(特例の処理)

第 57 条 この規程中電子情報処理組織により処理することとされている事務は、これによりがたい場合は書面により行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和 30 年 7 月 1 日から施行する。

(特別休暇の特例)

- 2 警察職員（会計年度任用職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの間は、第 48 条第 1 項各号に掲げるもののほか、特別休暇としてスポーツ休暇（ワールドマスターズゲームズ 2021 関西の公式競技及び公開競技並びにそのリハーサル大会に選手又は監督、コーチ（専ら競技に関し指導及び助言を行う者をいう。）その他競技に関与する者として参加する場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。）を、一の年において 5 日の範囲内において必要と認められる期間受けることができる。
- 3 警察職員は、スポーツ休暇の承認を受けようとするときは、WMG 競技参加計画書（附則付録）を所属長に提出するとともに、電子情報処理組織により所属長の承認を得なければならない。
- 4 スポーツ休暇の単位は、1 日とする。

附 則（昭和 30 年 8 月 31 日本部訓令第 53 号）

この訓令は、昭和 30 年 9 月 1 日から実施する。

附 則（昭和 30 年 11 月 1 日本部訓令第 61 号）

この訓令は、昭和 30 年 11 月 1 日から実施する。

附 則（昭和 31 年 6 月 10 日本部訓令第 17 号）

この訓令は、昭和 31 年 5 月 30 日から適用する。

附 則（昭和 32 年 2 月 1 日本部訓令第 11 号）

この訓令は、昭和 32 年 2 月 1 日から施行する。ただし、別記第 1 号様式の改正規定は、昭和 32 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 32 年 3 月 1 日本部訓令第 13 号）

この訓令は、昭和 32 年 3 月 9 日から施行する。

附 則（昭和 32 年 7 月 6 日本部訓令第 25 号）

この訓令は、昭和 32 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 33 年 10 月 1 日本部訓令第 17 号）

この訓令は、昭和 33 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 34 年 7 月 10 日本部訓令第 10 号）

この訓令は、昭和 34 年 7 月 10 日から施行する。ただし、第 50 条の 2 に係る改正規定は、昭和 34 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 34 年 7 月 31 日本部訓令第 11 号)

この訓令は、昭和 34 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 35 年 1 月 26 日本部訓令第 1 号)

この訓令は、昭和 35 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 35 年 3 月 22 日本部訓令第 4 号)

この訓令は、昭和 35 年 3 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 35 年 4 月 1 日本部訓令第 9 号)

この訓令は、昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 36 年 3 月 1 日本部訓令第 3 号)

この訓令は、昭和 36 年 3 月 1 日から施行し、同年 2 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 36 年 8 月 31 日本部訓令第 19 号)

この訓令は、昭和 36 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 36 年 12 月 1 日本部訓令第 30 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 37 年 12 月 15 日本部訓令第 24 号抄)

この訓令は、昭和 38 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 38 年 4 月 1 日本部訓令第 5 号)

この訓令は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 39 年 5 月 8 日本部訓令第 9 号)

この訓令は、昭和 39 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 39 年 5 月 29 日本部訓令第 10 号)

この訓令は、昭和 39 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 50 条第 1 項及び付録の 5 の改正規定は、昭和 39 年 7 月 17 日から施行し、第 32 条、第 32 条の 2 及び第 32 条の 3 の改正規定は、昭和 38 年 7 月 15 日から、第 45 条の改正規定は、同年 10 月 10 日から、別記第 1 号様式、別記第 2 号様式及び付録の 2 の改正規定は、昭和 39 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 39 年 11 月 4 日本部訓令第 23 号抄)

この訓令は、昭和 39 年 11 月 4 日から施行する。ただし、第 1 条及び第 50 条を除く改正規定は、昭和 39 年 11 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 40 年 9 月 24 日本部訓令第 21 号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和 40 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 45 条の 2 及び別記第 1 号様式の改正規定は昭和 40 年 1 月 1 日から、第 38 条第 1 項の改正規定は同年 3 月 17 日から、第 31 条から第 35 条までの規定中外勤幹部、派出所、署所在地、警備派出所及び検問所に勤務する者、無線自動車警ら勤務員及び舟艇警ら勤務員に係る部分の改正規定は同年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 41 年 3 月 31 日本部訓令第 7 号抄)

この訓令は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 42 年 3 月 31 日本部訓令第 9 号)

この訓令は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 42 年 7 月 19 日本部訓令第 19 号)

この訓令は、昭和 42 年 7 月 20 日から施行する。

附 則 (昭和 44 年 12 月 1 日本部訓令第 32 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和 44 年 12 月 1 日から施行し、第 52 条、第 53 条及び第 53 条の 2 の改正規定並びに第 52 条の次に 5 条を加える改正規定は、昭和 43 年 10 月 17 日 (以下「適用日」という。) から適用し、第 32 条第 3 項を削る改正規定並びに第 53 条及び第 37 条 (第 32 条第 3 項を削る改正規定に係る以外の部分を除く。) の改正規定は、昭和 44 年 7 月 1 日から適用し、第 32 条第 1 項第 1 号及び第 11 号から第 14 号まで並びに第 32 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の改正規定は、昭和 44 年 11 月 1 日から適用する。ただし、付録の 2 及び別添記載例の改正規定は、昭和 45 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 適用日において、現に改正前の兵庫県警察職員勤務規程により承認された欠勤又は療養の期間中にある者は、改正後の兵庫県警察職員勤務規程の相当規定により承認された欠勤又は療養の期間中にある者とみなす。
- 3 第 51 条第 2 項、第 52 条、第 52 条の 2 第 3 項及び第 53 条第 3 項の規定する手続については、適用日から昭和 44 年 11 月 30 日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (昭和 44 年 12 月 23 日本部訓令第 39 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和 45 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、現に改正前の兵庫県警察職員勤務規程第 46 条第 1 項第 2 号に規定する期間中にある者は、改正後の兵庫県警察職員勤務規程第 46 条第 1 項第 2 号に規定する期間中にある者とみなす。

附 則 (昭和 45 年 3 月 31 日本部訓令第 17 号)

この訓令は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 45 年 6 月 30 日本部訓令第 38 号)

この訓令は、昭和 45 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 45 年 8 月 10 日本部訓令第 39 号)

この訓令は、昭和 45 年 8 月 15 日から施行する。

附 則 (昭和 45 年 11 月 30 日本部訓令第 51 号)

この訓令は、昭和 45 年 12 月 1 日から施行する。ただし、別記第 1 号様式の改正規定は、昭和 46 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 46 年 1 月 30 日本部訓令第 3 号)

この訓令は、昭和 46 年 1 月 30 日から施行し、昭和 46 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 46 年 12 月 21 日本部訓令第 34 号)

この訓令は、昭和 46 年 12 月 21 日から施行する。

附 則 (昭和 47 年 3 月 21 日本部訓令第 6 号)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和 47 年 3 月 21 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令施行の際、現に改正前の兵庫県警察職員勤務規程第 49 条に規定する期間中にある者は、改正後の兵庫県警察職員勤務規程第 49 条の規定する期間中にある者とみなす。

附 則 (昭和 47 年 4 月 1 日本部訓令第 9 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 47 年 5 月 10 日本部訓令第 11 号)

この訓令は、昭和 47 年 5 月 15 日から施行する。

附 則 (昭和 47 年 10 月 1 日本部訓令第 21 号)

この訓令は、昭和 47 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 37 条第 2 項に関する改正規定は、昭和 47 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 47 年 12 月 1 日本部訓令第 26 号)

この訓令は、昭和 47 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 48 年 4 月 23 日本部訓令第 20 号の 3)

この訓令は、昭和 48 年 4 月 23 日から施行する。

附 則 (昭和 48 年 8 月 17 日本部訓令第 25 号)

この訓令は、昭和 48 年 8 月 17 日から施行する。

附 則 (昭和 48 年 12 月 28 日本部訓令第 42 号)

この訓令は、昭和 49 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 49 年 3 月 19 日本部訓令第 3 号)

この訓令は、昭和 49 年 3 月 19 日から施行する。ただし、第 42 条の改正規定は、昭和 49 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 49 年 4 月 1 日本部訓令第 11 号)

この訓令は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 49 年 5 月 1 日本部訓令第 15 号)

この訓令は、昭和 49 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 32 条、第 32 条の 2 及び第 32 条の 3 の規定中交通機動隊員及び高速道路交通警察隊員に係る改正規定は、昭和 49 年 5 月 10 日から施行する。

附 則 (昭和 49 年 9 月 25 日本部訓令第 26 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 50 年 3 月 31 日本部訓令第 5 号)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 32 条、第 32 条の 2 及び第 32 条の 3 の改正規定中検問所に係る規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の別記第 1 号様式に基づく用紙は、この訓令の施行後においても、なお当分の間使用することができる。

附 則 (昭和 52 年 3 月 4 日本部訓令第 1 号)

(施行期日)

1 この訓令は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令施行の際、現に改正前の兵庫県警察職員勤務規程第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、管外居住の承認を得ている者は、改正後の兵庫県警察職員勤務規程の相当規定により承認された者とみなす。

附 則 (昭和 52 年 5 月 31 日本部訓令第 10 号)

この訓令は、昭和 52 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 53 年 3 月 31 日本部訓令第 4 号)

この訓令は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 54 年 8 月 31 日本部訓令第 15 号)

この訓令は、昭和 54 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 55 年 4 月 1 日本部訓令第 13 号)

この訓令は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 56 年 10 月 20 日本部訓令第 15 号)

この訓令は、昭和 56 年 10 月 20 日から施行し、昭和 56 年 6 月 14 日から適用する。

附 則 (昭和 57 年 3 月 25 日本部訓令第 5 号)

この訓令は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 58 年 4 月 1 日本部訓令第 3 号)

この訓令は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 58 年 5 月 1 日本部訓令第 4 号)

この訓令は、昭和 58 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 3 月 29 日本部訓令第 12 号)

この訓令は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 12 月 25 日本部訓令第 25 号)

この訓令は、昭和 60 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 4 月 1 日本部訓令第 10 号)

この訓令は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 60 年 12 月 2 日本部訓令第 16 号)

この訓令は、昭和 61 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 61 年 4 月 1 日本部訓令第 6 号)

この訓令は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 61 年 4 月 1 日本部訓令第 7 号)

この訓令は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 2 月 27 日本部訓令第 3 号)

この訓令は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 3 月 31 日本部訓令第 10 号)

この訓令は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 6 月 20 日本部訓令第 16 号)

この訓令は、昭和 62 年 6 月 20 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年 12 月 21 日本部訓令第 19 号)

この訓令は、昭和 63 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 3 月 5 日本部訓令第 1 号)

この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 37 条の 2 の改正規定は、同月 17 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 6 月 13 日本部訓令第 12 号)

この訓令は、昭和 63 年 6 月 13 日から施行する。

附 則 (平成元年 5 月 10 日本部訓令第 12 号)

この訓令は、平成元年 5 月 13 日から施行する。

附 則 (平成 2 年 2 月 21 日本部訓令第 5 号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 2 年 3 月 2 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 1 月 31 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日 (以下「施行日」という。)までに、改正前の兵庫県警察職員勤務規程の規定に基づいて申請を行い、承認を受けた期間が施行日以後に終了する職員については、改正前の兵庫県警察職員勤務規程第 53 条の 4 第 2 項後段の規定にかかわらず、改正後の兵庫県警察職員勤務規程第 53 条の 4 第 1 項に定める期間まで延長することができる。

附 則 (平成 2 年 5 月 29 日本部訓令第 19 号)

この訓令は、平成 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 年 5 月 15 日本部訓令第 12 号)

この訓令は、平成 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 3 月 27 日本部訓令第 11 号の 2)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際、現に改正前の兵庫県警察職員勤務規程第 53 条の 4 第 1 項の育児欠勤期間中にある女子警察職員の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (平成 4 年 4 月 1 日本部訓令第 13 号)

この訓令は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 4 月 1 日本部訓令第 16 号)

この訓令は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 3 月 10 日本部訓令第 4 号)

この訓令は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 5 月 27 日本部訓令第 11 号)

この訓令は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 6 月 28 日本部訓令第 13 号)

この訓令は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 11 月 1 日本部訓令第 32 号)

この訓令は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7 年 3 月 30 日本部訓令第 3 号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に改正前の兵庫県警察職員勤務規程の規定によりなされている休暇、休務又は欠勤に関する承認は、改正後の兵庫県警察職員勤務規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成9年4月1日本部訓令第10号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年4月15日本部訓令第9号)

この訓令は、平成10年4月15日から施行する。ただし、第48条第1項第8号、第11号、第12号及び同条第8項の改正規定並びに第50条第1項第10号及び同条第3項の改正規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年4月1日本部訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年12月22日本部訓令第18号)

この訓令は、平成12年12月22日から施行する。

附 則 (平成13年10月10日本部訓令第17号)

この訓令は、平成13年10月10日から施行する。

附 則 (平成14年3月15日本部訓令第4号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月14日本部訓令第7号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月12日本部訓令第4号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日本部訓令第10号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月22日本部訓令第19号)

この訓令は、平成16年12月22日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日本部訓令第5号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月31日本部訓令第24号)

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年10月5日本部訓令第32号)

この訓令は、平成18年10月5日から施行する。

附 則 (平成19年5月25日本部訓令第11号)

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年8月16日本部訓令第23号)

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日本部訓令第9号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、改正後の兵庫県警察職員勤務規程（以下「改正後の規程」という。）第 47 条及び第 53 条の 2 の 2 の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

（通算しない病気療養休暇等）

- 2 警察職員が平成 19 年 3 月 31 日以前に受けた病気療養休暇又は一般傷病休暇（以下「病気療養休暇等」という。）は、同年 4 月 1 日に引き続く場合及び次項の規定により通算する場合を除き、改正後の規程第 47 条の規定を適用しない。

（病気療養休暇等の通算に係る経過措置）

- 3 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に新たに認める病気療養休暇等の期間の算定については、なお従前の例による。この場合において、従前の例により通算した期間は、改正後の規程第 47 条の規定により病気療養休暇等の期間を算定する場合の通算の対象とする。

（通算しない休職期間）

- 4 警察職員が平成 19 年 3 月 31 日以前に服した休職の期間は、同年 4 月 1 日に引き続く場合及び次項の規定により通算する場合を除き、改正後の規程第 53 条の 2 の 2 の規定を適用しない。

（休職期間の通算に係る経過措置）

- 5 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に新たに命ずる休職の期間の算定については、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる期間を通算するものとする。この場合において、通算した期間は、改正後の規程第 53 条の 2 の 2 の規定により休職の期間を算定する場合の通算の対象とする。

- (1) 改正後の規程第 47 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の区分の負傷又は疾病により新たに休職を命ずる場合 1 年以内の同一の病気に係る休職の期間（これに引き続く休職の期間を含む。）
- (2) 改正後の規程第 47 条第 2 項第 3 号又は第 4 号の区分の負傷又は疾病により新たに休職を命ずる場合 6 箇月以内の同一の病気にかかる休職の期間（これに引き続く休職の期間を含む。）

附 則（平成 21 年 3 月 26 日本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日本部訓令第 9 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 26 日本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日本部訓令第 7 号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（病気休暇の期間に係る経過措置）

- 2 警察職員が、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）前に受け始めた病気療養休暇（精神障害に係るものを除く。）又は一時傷病休暇（以下「施行日前病気療養休暇等」という。）と負傷又は疾病の区分が異なる病気療養休暇又は一般傷病休暇（以下「病気療養休

暇等」という。)を施行日以後に受けた後、当該施行日前病気療養休暇等と負傷又は疾病の区分が同一の病気療養休暇等を受ける場合については、改正後の兵庫県警察職員勤務規程(以下「改正後の規程」という。)第47条の規定にかかわらず、その期間を通算しない。

(病気休暇の期間の算定に係る経過措置)

- 3 警察職員が受けることのできる病気療養休暇等の期間については、改正後の規程第47条の規定により施行日前に受けた病気療養休暇等の期間と通算されるとき(前項の規定により通算しないときを除く。)、及び施行日前から引き続くときは、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月30日本部訓令第10号)

この訓令は、平成24年3月30日から施行する。

附 則 (平成24年6月6日本部訓令第11号)

この訓令は、平成24年6月6日から施行する。

附 則 (平成24年9月25日本部訓令第16号)

この訓令は、平成24年9月25日から施行する。

附 則 (平成25年3月18日本部訓令第4号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成25年3月18日から施行する。

附 則 (平成25年7月11日本部訓令第7号)

この訓令は、平成25年7月11日から施行する。

附 則 (平成26年4月28日本部訓令第10号)

この訓令は、平成26年4月28日から施行する。

附 則 (平成26年5月29日本部訓令第16号)

この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 (平成26年8月25日本部訓令第20号)

この訓令は、平成26年8月25日から施行する。

附 則 (平成27年3月13日本部訓令第9号)

この訓令は、平成27年3月20日から施行する。

附 則 (平成28年12月27日本部訓令第28号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に改正前の兵庫県警察職員勤務規程第24条、第33条の5、第41条の2、第41条の3及び第46条の3の規定により請求、願い出その他の行為をし、所属長の承認を得ている者は、改正後の兵庫県警察職員勤務規程の相当規定により所属長の承認を得ているものとみなす。

- 3 この訓令の施行の際限に改正前の兵庫県警察職員勤務規程第57条第1項の規定に基づき作成された職員願い届けカードの保存については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月27日本部訓令第10号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成29年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 平成 29 年 3 月 27 日から同年 3 月 31 日までの間は、第 1 条の規定による改正後の兵庫県警察勤務規程第 33 条の 4 第 1 項第 2 号中「同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）による改正前の児童福祉法（以下この項において「旧法」という。）第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者に委託されている児童」と、同項第 3 号中「同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親」とあるのは、「旧法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

3 第 1 条の規定による改正前の兵庫県警察勤務規程第 49 条第 1 項の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、平成 29 年 3 月 27 日において当該介護休暇の初日（以下「初日」という。）から起算して 6 月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの訓令による改正後の第 49 条第 1 項に規定する指定期間については、所属長は初日から当該職員の申出に基づく平成 29 年 3 月 27 日以後の日（初日から起算して 6 月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

附 則（平成 29 年 12 月 22 日本部訓令第 27 号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 26 日本部訓令第 12 号）

（施行期日）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 対象警察職員の項の改正規定は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 30 年 7 月 27 日本部訓令第 27 号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 46 条の 2、第 46 条の 3、付録の 7 及び付録の 7 の 3 の改正規定並びに付録の 7 の 2 を削る改正規定は平成 30 年 4 月 1 日から適用し、第 15 条第 1 号の改正規定は平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 30 日本部訓令第 30 号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 21 日本部訓令第 32 号）

この訓令は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 19 日本部訓令第 14 号）

この訓令は、平成 31 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日本部訓令第 16 号）

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 3 日本部訓令第 8 号）

この訓令は、令和元年 9 月 4 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日本部訓令第 12 号）

この訓令は、令和 2 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日本部訓令第 15 号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、兵庫県警察職員勤務規程附則第2項から第4項までの改正規定は令和2年3月25日から施行する。

附 則 (令和2年5月26日本部訓令第20号)

(施行期日等)

- 1 この訓令は、令和2年5月26日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の兵庫県警察職員勤務規程第48条第1項第5号の規定は令和2年2月1日〔中略〕から適用する。

附 則 (令和2年8月26日本部訓令第29号)

この訓令は、令和2年9月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月22日本部訓令第4号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年2月22日から施行する。

附 則 (令和3年3月17日本部訓令第12号)

この訓令は、令和3年3月22日から施行する。〔以下略〕

附 則 (令和3年3月31日本部訓令第15号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月2日本部訓令第18号)

この訓令は、令和3年6月2日から施行する。

附 則 (令和3年6月28日本部訓令第22号)

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月1日本部訓令第28号)

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月27日本部訓令第32号)

この訓令は、令和4年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月14日本部訓令第6号)

この訓令は、令和4年3月25日から施行する。

附 則 (令和5年3月20日本部訓令第15号)

この訓令は、令和5年3月24日から施行する。ただし、第18条、第39条の2、第48条、第48条の2、第54条、第54条の2、第55条の3及び第55条の4の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月21日本部訓令第12号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、令和6年5月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月25日本部訓令第11号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。
(病気休暇の期間及び期間の通算に関する経過措置)
- 2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に精神障害に係る病気療養休暇を受けた職員については、改正前の兵庫県警察職員勤務規程(以下「改正前の規程」という。)第46条第1項第2号及び第47条第1項ただし書の規定を適用する。

3 前項に該当する職員のうち、次の各号に掲げる職員から、施行日以降に新たに精神障害に係る病
気療養休暇を受ける場合において申告があったときは、前項の規定にかかわらず、改正後の兵庫県
警察職員勤務規程第46条第1項第2号及び第47条第1項ただし書の規定を適用することができる。

(1) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に受けた精神障害に係る病気療養休暇の期間
が終了した日の翌日から起算して6月を経過している職員

(2) 精神障害に係る病気療養休暇の取得期間が改正前の規程第47条第1項ただし書の規定を適用し
た場合においても180日未満である職員

附 則 (令和7年9月24日本部訓令第22号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる
範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における育児部分休業の承認の請求を
する場合における第1条の規定による改正後の兵庫県警察職員勤務規程第55条第2項第2号の
規定の適用については、同号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、「10」とあるの
は「5」とする。

附 則 (令和7年12月23日本部訓令第33号)

この訓令は、令和7年12月23日から施行する。

附 則 (令和8年3月12日本部訓令第10号)

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年6月19日本部訓令第23号)

この訓令は、令和8年6月19日から施行する。

別表第2 削除

別表第3 削除

別表第4 (第33条の6関係)

介護の要件一覧表

対象となる親族等	状態
1 配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹及び配偶者の父母 2 職員と同居（職員が泊まり込んで介護する場合を含む。）している親族等で次に掲げる者 (1) 警察職員の父母の配偶者 (2) 警察職員の配偶者の父母の配偶者 (3) 警察職員の子の配偶者 (4) 警察職員の配偶者の子	負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり、日常生活を営むことに支障がある。

(注) 配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

別表第5（第48条関係）

ボランティア活動対象施設一覧表

施設	根拠規定等
障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項
障害福祉サービスを行う施設 地域活動支援センター 福祉ホーム	同法第5条第1項 同法第5条第27項 同法第5条第28項
身体障害者福祉センター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項
障害児入所施設 児童発達支援センター 児童心理治療施設 児童発達支援センター以外の児童発達支援を行う施設及び放課後等デイサービスを行う施設	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項 同法第6条の2の2第2項及び第4項
老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3
救護施設 更生施設 医療保護施設	生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項
介護老人保健施設	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項
病院	医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項
特別支援学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条
身体上又は精神上的の障害がある者の職業訓練等を目的として設置されている共同作業所等の施設のうち、利用定員が5人以上であり、かつ、利用者の作業指導等のため当該施設において常時勤務する者がおこなわれている施設	兵庫県人事委員会が定めるもの

別表第6（第48条関係）

忌引休暇日数表

	死亡した者	日数
血族	配偶者	10日
	父母	10日
	子	10日 (5日)
	祖父母	5日
	孫	3日
	兄弟姉妹	5日 (3日)
	父母の兄弟姉妹	3日
	曾祖父母	2日
姻族	配偶者の父母	5日
	配偶者の子	3日 (2日)
	配偶者の祖父母	1日
	配偶者の兄弟姉妹	2日 (1日)
	配偶者の父母の兄弟姉妹	1日
	子の配偶者	3日
	兄弟姉妹の配偶者	2日

- (注) 1 生計を一にする配偶者の父母、子、祖父母、兄弟姉妹及び父母の兄弟姉妹の喪に服する場合は、血族の場合に準ずる。
- 2 配偶者には、婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。
- 3 () 内の日数は、死亡した者が6歳未満の場合の忌引日数である。

別記第1 (別表第1 関係)

3 交替勤務及び当番日公休 3 交替勤務の割り振り基本表

区 分	第 1 日	第 2 日	第 3 日
1 係	当	非	○
2 係	○	当	非
3 係	非	○	当

注 1 「当」は当番勤務日を、「非」は非番日を、「○」は日勤日又は週休日をそれぞれ示す。

2 当番日公休 3 交替勤務にあっては、12週間の期間に、当番勤務日及び非番日にそれぞれ週休日が1日ずつ割り振られるものとする。

別記第2 (別表第1 関係)

変則3 交替勤務の割り振り基本表

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	
1 係	当	非	○	当	非	○	当	非	○	当	非	○	当	非	○	当	非	○	当	非	◎	◎	当	非	当	非	○	当	非	○	当	非	○	当	非	○	当	非	◎	◎	当	非	○
2 係	○	当	非	○	当	非	◎	◎	当	非	当	非	○	当	非	○	当	非	○	当	非	◎	◎	当	非	○	当	非	○	当	非	○	当	非	○	当	非	○	当	非	○	当	非
3 係	非	○	当	非	○	当	非	◎	◎	当	非	○	当	非	○	当	非	○	当	非	○	当	非	○	当	非	○	当	非	○	当	非	◎	◎	当	非	◎	◎	当	非	○	当	

注 「当」は当番勤務日を、「非」は非番日を、「○」は日勤日又は週休日を、「◎」は原則として週休日が割り振られる日をそれぞれ示す。

別記第3 (別表第1 関係)

4 交替勤務の割り振り基本表

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	26	27	28
1 係	当	非	○	○	当	非	○	○	当	非	○	○	当	非	○	○	当	非	○	○	当	非	○	○	当	非	○	○	
2 係	○	当	非	○	○	当	非	○	○	当	非	○	○	当	非	○	○	当	非	○	○	当	非	○	○	当	非	○	
3 係	○	○	当	非	○	○	当	非	○	○	当	非	○	○	当	非	○	○	当	非	○	○	当	非	○	○	当	非	
4 係	非	○	○	当	非	○	○	当	非	○	○	当	非	○	○	当	非	○	○	当	非	○	○	当	非	○	○	当	

注 「当」は当番勤務日を、「非」は非番日を、「○」は日勤日又は週休日をそれぞれ示す。